

平成27年第5回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成27年12月8日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得 兼総務産業課長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

皆さん、おはようございます。大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場면을放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号6番 臼井悦子君と7番 高田文一君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、一般質問を行います。

14番 瀬川治男君の発言を許します。

○14番（瀬川治男君）

皆さん、おはようございます。

大変朝晩寒くなりまして、前日も北海道初め根尾でも雪がちらついたという話を聞きました。幸い南部につきましては、そういったことはないんですけども、いよいよ冬の到来かなというふうに思います。

きょうは何か天気予報を見ていますと、非常に暖かい日になるということで、私の1番バッターの質問に対して応援をしておってくれるかなと思っております。1週間ほど暖かい日が続くということでございますので、大変ありがたいなということを思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

1点目、新年度の予算編成はどのようなことになりますか。

藤原市長におかれましては、元気で笑顔あふれる本巣市づくりの推進に向け、日夜努力されており、健全財政のもとに安定した市政運営が行われております。そこで、新年度の予算の編成の方針についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問について答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

おはようございます。

それでは、御質問の1番目、新年度予算の編成方針というお尋ねでございますので、お答えを申し上げます。

新年度予算の編成につきましては、私ごとでございますけど、ちょうど来年3月が市長の改選期というふうになっておりますことから、その選挙の結果を見なければわかりませんが、現時点におきましては、骨格予算ということで編成するように指示をいたしているところでもございます。しかしながら、予算要求作業におきましては、通年予算ということで積算をするということで、いろんな状況に応じた予算編成ができるようにということ、そしてまた新年度の事業執行にできるだけ支障を来さないような予算を編成するというところで、現在その対応で進めているところでもございます。

具体的な編成方針につきましてお答えをいたしたいと思っておりますけれども、我が国の経済情勢というのは、緩やかな回復基調にあると言われておりますけれども、地方ではなかなか実感できませんけれども、統計数値では緩やかに回復していると言われております。また、実際に大企業を中心に企業収益というのでも改善をいたしております。しかし、個人消費というのは少し伸び悩んでおまして、横ばいが続いているということで、なかなか楽観視できる状況ではないという経済情勢だというふうに思っておりますけれども、そういったことから、いわば本巢市も含めた財政環境の先行きというのをなかなか見通すということが難しい現在の状況になっているところでございます。また、本巢市におきましては合併でいろんな形で普通交付税を多くいただいてきております。それが今度は既に削減の段階に入ってきておまして、段階的に今縮減期間に入っているということで、一般財源が少しずつ減ってきております。そういったことで、新年度の予算におきましても、こうした状況を引き続きあるということで、財政状況というのは厳しい、そういう状況が続くということが予想されております。

しかし、こういう中にありましても、先ほど御質問にございましたように、今までずっと財政の健全性というのを維持しながら、そして必要なところには投資をしながらやってまいりました。今後も財政の健全性というのをしっかりと堅持しながら、そしてまた新年度以降も、これからも5年後、10年後にも同じようにいい健全財政の中で市民の皆さん方の生活ができるような、そういった財政運営をしていかなきゃならないということで、いわゆるそういった規模に合わせた歳出規模、財政構造というのにしていくことが必要だということで、新年度におきましても引き続きそうした考え方にに基づきまして、予算編成していきたいなというふうに思っております。そして、またあわせて行政運営の大原則でございます「最少の経費で最大の効果」を上げるという本来の行政の原則に基づいて、それぞれ事業執行していこうということで、予算要求におきましてもそういう要求作業を行ってくださいということで、今、指示をいたしているところでもございます。

そういう中で、新年度、現時点で考えております予算編成の特徴というのは、皆さん方の会派の大変な御支援、御協力をいただいて策定いたしました地方創生に取り組むための、いわゆる本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略というのを策定させていただきました。こうした総合戦略に掲載いたしました5つの項目がございますけれども、いわゆる安定した雇用の創出、また新しい人の流れ、若い世代の結婚・出産・子育て、また暮らしの安全・安心の確保とか、新しいふるさとづくりと、こういうような5つの切り口でそれぞれ戦略を策定させていただきましたけれども、こういった戦略に基づいて、そしてそういうものを実現する事業を重点的に新年度予算の中には盛り込んでいきたいというふうに思っております。と同時に、現在、ちょうどあわせて次の10年に向けて策定中でございます本巢市第2次総合計画を策定中ございまして、これはまた第2次総合計画にも沿った事業、これからも5年、10年先にちゃんと基盤となるような、そういった投資的な事業なんかも含めて、そういう事業を実施するというので、先ほどお話ございました市政推進の基本でございます「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」の実現に向けて取り組む、そんな予算にしていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、まだ選挙等改選の時期もございますので、そういうところを踏まえながら、そしてまた手戻り、後戻りのないような形で予算編成をしながら、そしてまた市民の皆さん方に喜んでいただけるような、そんな予算編成を新年度以降も考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

瀬川治男君。

○14番（瀬川治男君）

ありがとうございます。

来年につきましては、今の市長のおっしゃられるように、市長の改選期ということで、そういったことで考えて予算を考えておられるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思いますけれども、11月28日の新聞で発表されました県内市町村の普通会計の決算によりますと、経常収支比率が前年比6.4ポイント上がりまして、80.6と発表されました。昨年につき21市の中では一番ゆとりのあるまちかなということで、大変喜んでおるところでございまして、また財政力の関係で言いますと、財政力指数は0.66で、21市の中の中間あたりということでございました。こうしたことは、市長初め職員の皆さん方の御努力によりまして、こういった運営ができていたということは大変市民にとってもありがたいことだなというふうに思っております。市長が言っておられます重点施策の10項目は大変重要な施策でございます。これを推し進めていくためにも頑張っていたきたいと思います。

一つ私が考えておりますのは、2020年に東海環状自動車道が通過をするというふうに、今のところはなっております、それに向けてこの市内、また本巢市にとりまして、仮称でございますけど糸貫インター、また西に行きますと大野神戸インターというのがございますが、糸貫インターにつ

きましては市の中心部、西南の外れてはおりますけれども、大野町には大野神戸インターというインターができるわけなんです。市の中に2つインターチェンジができるというような感覚で、非常に地形的には恵まれておるんじゃないかということを思います。

そういった中で、今度屋井の工業団地が多くの企業が入りまして、非常によく来たということを考えておりますけれども、それぞれ糸貫インターから屋井の工業団地、例えば例をとれば屋井の工業団地へ行こうとすると、長良糸貫線というのがあるんですが、途中が狭くなったり、大変今のところは不便を感じるということを思います。また、大野神戸につきましても、池田線を旧真正地内へ入ってきて、それから行こうとしますと、何かすっきりした道がないというのが現状でございます。ドライバーにとって、どの道をどう通ったらいいいのかということを考えたときに、やはり今はナビゲーターもありますけれども、完全にあの道へ行けばいいんだなというような感覚の道があるというのが非常に大切だと思いますし、工場の従業員の方、またそれぞれ納入業者、出荷する運送業者があると思いますけれども、そういったところは、本巢市の屋井の工業団地はこの道だという道を定めるような道ができていないというふうに私は思っております。特に大西議員が前から言っておられます巢南から上ってきておるいい道があるんですが、それも旧糸貫地内へ入ると極端に狭くなり、また行きどまりになるというような道もございます。そういった道路を初め、また市内には土地改良以後農道として使った道を舗装して車が通るというようなところもありますけれども、そういったものが土地改良そのままにして市道になったりしている部分がほとんどだと思っておりますが、その道が非常に変形しておったり、私の近くなんです、おとといも車が飛び込んだということで、この交差点は随分車が飛び込んでおります。特に雪なんか降るとスリップして側道へ落ちるといったことがたくさんございますし、そういったこととか、いろんな道路幅の問題、いろんな諸問題があると思いますけれども、こういった問題につきまして、市長さんにおかれましては次の3期目に向かって重点的に市内のそういった地域の道路の洗い直しといたしますか、よく見きわめていただいて、交通体系のいい道路を整備していただきたいというようなことを思いますが、市長さん、いかがでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問について答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

お答えを申し上げたいと思います。

今、瀬川議員のほうから御指摘ございました道路整備でございます。かねてから、今合併して合併支援道路ということで、西部連絡道路というのが南北に1本できておるわけでございますが、どうしても市の東側のほうに位置しているということもござります。そして、今お話がございましたように、屋井の工業団地からいろいろ離れたり、西のほうから来るとちょっと離れたところにあるというようなこともありまして、今お話のようにもう1本南北のラインですね。本巢市内のもうちょっと西側のほうで道路が1本、また南北の道路が必要ではないだろうかということとはかねてか

ら思っております、今後そういう道路も含めて整備計画を策定して、前向きに進めていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほど答弁申し上げましたように、5年先、10年先の社会基盤の整備になるような、そして市民の皆さん方にも喜んでいただける、そしてまた地域のためになる、そんな5年先、10年先につながるような投資的な事業というのも積極的に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。今、御提案いただきました道路等も含めて、今後鋭意検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[14番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

瀬川治男君。

○14番（瀬川治男君）

ありがとうございます。

そういったことで、道路整備について予算を厚く振り向けていただけるように、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に、私かねて市長に東京事務所をつくったらどうでしょうかという話をしたことがあるんですけども、調べてみますと東京事務所というのは、県では岐阜市と高山市しかないわけなんです。やっぱり何かというと、その地域を発信するために置いておるとか、いろんなものをPRするとか、そういった主に観光面的なウエートを占めた部分かなと思っておったんですけども、私が申し上げたのは、最近市長も東京へどんどん行っていただいて、いろんな予算獲得とか、いろんな情報を持って市の運営に当たっておられるということで、非常に中央の状況といいますか、国の進んでいる道をいち早くつかむには、やっぱり東京事務所が要るんじゃないかというふうに思っておりましたけど、いろいろと考えてみますと、今はインターネットも入っておりますし、地域選出の国会議員の先生もおられますし、いろんな方々とコンタクトをとれば、そんな必要は経費をかけて費用対効果で、先ほどじゃないですけども、市長言われるような費用対効果でどうかというふうに思っていて、この件につきましては私の一人思いということになるかもわかりませんが、情報をいち早くとるということで、鏝本議員も東京へしょっちゅう行かれて、いろんな人のパーティーに会われて、いろんな大物の代議士ともコンタクトをとれるようになってみえるということで、非常にそういう点ではいい状況にあるのかなと思っておりますけれども、その件についてはお話ということで終わらせたいと思います。

市長におかれましては、もっと元気で笑顔あふれる本巣市づくりということで、もっとがいつの間にかついたので、第3期目に向かいます、もっとをもう1つつけて、もっともっと元気になる本巣市づくりというようなことを進めていただけるようお願いをし、3期目に向かってよろしくお願いをしたいと期待を申し上げますので、お願いいたします。

続きまして、2点目の文化ホールの件につきまして御質問したいと思います。

当ホールは、真正町時代に農村文化伝承交流施設というような名前で、真正文化ホールですね、

そういった名前になっておりました。合併以後、本巢市民文化ホールという名前で運営をされております。これは平成6年の11月に13億5,000万余の予算をかけてつくられました。事の始まりは、真桑文楽の上演施設といいますか、そういった関係が主たる目的で建てようという話になってきて、今現在になっておるわけでございます。ホールの運営方針としましては、心豊かで安らぎと潤いがあふれる芸術・文化活動の推進と充実、次に郷土の歴史、文化の継承・発展及び学習機会の推進と充実とあります。

市周辺の会館をいろいろ見てみますと、いろんな会館が各市町は持っておられます。1,000から2,000ぐらいの収容ができる8の施設があります。1,000席未満が9施設であり、文化ホールはその9施設の中に入るわけなので、500席の席を持っております。

このホールは皆から言われますけれども、音響は大変に素晴らしいと。舞台も文楽の上演用に奥行きが深くて、上も高くて、大がかりな演奏なんかもできるということで、大変いい施設だというふうに言われております。このホールも自主事業が少なく、ただの箱物になっちゃってはだめだということで、早急に改善策を考え、使用利用頻度の高い文化ホールにしていってはどうかというふうに思います。そういった文化ホールにできないかをお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

それでは、早急に改善策を立案し、運営方針に沿った文化ホールにできないかにつきましてお答えさせていただきます。

まず、昨年度の市民文化ホールの利用につきましては、文化ホールの運営方針であります「心豊かで安らぎと潤いがあふれる芸術・文化活動の推進と充実」に当たります自主事業が、コンサート、文化講演会、落語、映画鑑賞会など6回、貸し館で行政機関、市内公共団体、一般の団体が36回利用していただいております。

また、もう1つの運営方針であります「郷土の歴史、文化の継承、発展及び学習機会の推進と充実」に当たります貸し館は、行政機関、市内公共団体、一般の団体が20回の利用をいただいております。その他では大会等の貸し館で19回の利用があります。

本年、年末年始、また休館日を除いた開館日は308日あり、稼働率は前日の準備等を含めると約40%になります。

議員御発言の運営方針に沿った改善策につきまして、郷土の歴史、文化を継承するため、今年度予定しております雅楽の上演のように、新たな催しの発掘に努めますとともに、運営協議会におきまして自主事業のあり方や、市内各種団体への利用の働きかけを含めまして、さらなる稼働率の向上が図られるような提案をしてまいりたいと思います。

さらに運営協議会の委員につきましても、積極的に運営に携わっていただける意欲のある方を委嘱してまいりたいと考えております。また、市が委託しておりますイベントアドバイザーに自主事

業等の企画につきましても、指導をいただきながら改善策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

[14番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

瀬川治男君。

○14番（瀬川治男君）

ありがとうございます。

私はたまたま文化ホールのことにつきましては、二、三年前からこういうことを思っておりまして、9月の委員会の構成で文教福祉のほうへ行きまして、たまたま文化ホールの協議会の委員に選ばれたということで、非常に私こういう質問していくと、その委員会では大活躍せんとちょっとまずいのかなというふうに思いまして、いよいよまた意を強くして文化ホールについて考えていきたいなと思っております。

文化ホールは駐車台数としては190台、それから周辺のテニスコート、図書館近辺、あの辺を含めると全体で532台ぐらいの車がとめられるんですね。これはもちろん普通の日で職員の駐車場とか、そういったことで使われておりますので、そういったものはなんですけれども、例えば満杯入れるとなると532台の車が入るよと。県内を見ても、収容人口に対する駐車台数を50%確保できておるところがまあまあで、こんな100%も抱えておるところは本巢市のこの文化ホールだけだと思います。そういったことで、非常にそういった面では恵まれておりまして、大変人が入りやすいといいますか、来やすいところかなというふうに思っておるところでございます。音響施設も、聞きますと、何か上中下で見ますと上の下ぐらいで、非常にいい部類に入るということで、非常にありがたいなというふうに思っております。照明、音響、ひな壇の数等を含めましても、全くよそにないような感じのホールだというふうに絶賛されておるところでございます。

そこで私は提案したいと思うんですけれども、ホールを活用した市民の文化行事を今以上に考案、提案し、ふやしていつてはどうかと。2つ目に、常時中学生に応じた演奏会、演劇会などを企画して、学校単位、親子と一緒に集客するというのを考えてはどうか。羽島文化センターを見ますと、非常に小学生、中学生の各中学校、小学校単位で演奏会とか合唱会とかいうことが行われております。もちろんこういったことにつきましては、親さんも来てくれるということと、そういった発表の場を持つというのは、非常にそういった子どもたちに対して勇気を与えたり、自信をつけると、いろんなことがあると思います。そういった学校教育の一環として使いながら、できるだけ館を使うというふうにしていただきたい。

館もあけておかないと、文化ホールもちょっと言われていますけど、ちょっとにおいがついておると。開館日数が少ないもので、閉めっ放しですので、ちょっとにおいがついておると、その辺を改善したらどうですかというようなお話も聞いております。

また、ホールでイベント実施の際に、広報、CCNet等で、市内の広域媒体を活用してPRして集客する、そういったことはどうかというふうに思います。そういったことで、今後この館を音

楽団体や演劇団体等にPRして、貸しホールによるイベントをふやし、ホールのイベント増加と貸しホールの収入につなげていってはどうかと思います。本巢市民文化ホールから本巢市の文化の交流を進めようというような合い言葉をもちながら、このホールを利用していってはどうかというふうに思っております。

そういったことで、これからいよいよこのホールを何とかしていきたいという私の気持ちを酌んでいただいて、一つ提案があるんですが、本巢市民文化ホールという名前がついております。真正町時代には真正文化ホールということでございましたけれども、今の本巢市民文化ホールという名前について提案するんですけれども、本巢市民文化ホールというのは何か市の人のためにあるのかな、それはそれでいいと思うんですよ。だけど、これからこのホールを充実したホールとして使いこなす、13億の金を使ってある文化ホールですので、できるだけ多くの方に使っていただいて、この館を、いいところ、実際使っていただいて効率をよくするということは非常に大切だと。市民のためにもお金が投入してあるんですから、それを使わない手はないというふうに思いまして、本巢市民の市民を外して、本巢市文化ホール、もしくは本巢文化ホールというような名称に変えていかれたらどうかというふうに思いますが、どう思われますか、御質問いたします。

○議長（大西徳三郎君）

再質問がありますけど、教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

議員御提案の件であります。使用につきましては学校市内、中学校音楽会とかねんりん芸能大会、芸能祭に文化ホールを使用していただいております。御提案のように、貸し館事業等をもっと充実して開館日数をふやせるように運営審議会等のほうに提案していきたいと思っております。

また、最後の本巢市民文化ホールの名前の市民を取ったらどうかにつきましてでありますけど、本巢市民文化ホール条例に名称が規定されております。また、運営委員会のほう等で諮っていただき、名称等を考えさせていただきますのでよろしく申し上げます。

[14番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

瀬川治男君。

○14番（瀬川治男君）

私のいろんな思いをお話ししましたがけれども、やはり一つこのことについて、文化ホールの利用が向上していけば市内の子どもさんから高齢者に至るまで、この文化ホールを使いながら市の発展に寄与できるというふうに思いますので、せつかくある施設ですので、それをうまく使わない手はないというふうに思っております。委員になりましたので、その辺も踏まえて頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも御指導よろしくお願いたしたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、16番 上谷政明君の発言を許します。

○16番（上谷政明君）

通告によりまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

何せこういう声ですので、この中で発音がうまくできない項目があります。何分御理解願ってよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、通告は2点してありますので、まず第1点、旧八ヶ村入会地解消に伴う払い下げ事業についてを質問させていただきます。

入会地につきましては、本巢市には長屋、曾井中島に、そして上保の一部も含めて入会地が存在しておりました。北部の入会地については、解消事業が終わっております。しかし、その南の土地についてはまだ解消事業が進んでおりません。この入会地は長い長い歴史がありまして今日に来ております。長い歴史の中で、どうして入会地が生まれたかということは、ここが糸貫川だったと、河原だったということが第一条件に上げられます。河原の中をおのおのが開墾し、畑や作物をつくって、おのおのの権利によって入会地という権利が発生しました。しかし、もとは河川敷です。考えれば、国のものなんです。だから、そういう中において持ち分が決められております。持ち分は個人が開拓した分については75%、国が権利を所有するものについては25%というふうに今決められております。

今回、この質問をするに当たって、皆さん方のところに2枚の参考に入会地の地図を配付させてもらっております。一部につきましては、入会地図という図面です。現在、入会地として残っておる面積は61.6ヘクタール、約18万6,000坪あります。そして、その中で75%の個人の貸し付けとなっております土地が46.8ヘクタール、14万1,000坪あります。あとにつきましては、公共の施設とか、道路とか、そういうものに現在なっております。その中で、この入会地事業はなぜ進まないかといいますと、この中に未確定地域、すなわち境界の確定がなされていないところが26.2ヘクタールあります。何と7万9,000坪あります。全体の56%です。この56%についての説明には、もう1枚の図面がついておると思いますが、その中で一番大きな未確定地域は私が住んでおります高砂町なんです。この高砂町が未確定地域として大きなウエートを占めております。

しかし、いつまでもこのまま入会地としてこの土地を放置するわけにはいきません。なぜかといいますと、合併をして、今この地域がどんな土地に変わっているか、皆さんよく御存じだと思います。入会地のど真ん中に真っ白くくりぬいてあります。これはモレラ岐阜です。誰もわかりますように、本巢市の一等地です。この入会地という権利の名のもとにおいて、この地域は大きな経済的と本巢市の財政の低下の差別待遇といいますのか、地域が所有権を持っていませんので、大きな損失の地域になっております。私も土地を扱う仕事をしておりますので痛切に感じますが、まず入会地で不利な点は銀行借入れができません。融資が受けられません。そうしますと、開発ができません。そういう中において、ここにどれくらいの経済損失があるかといいますと、1坪価格について4万円から5万円の経済損失価格が発生しております。4万円から5万円といいますと、皆さんどれくらいの金額になるか御存じでしょうか。14万1,000坪に4万円を掛けてください。56億になります。本巢市一般会計156億有余で一般予算を組んでおります。3分の1がここに経済損失と

して大きな本巢市の損失価格があるわけです。これを一日も早く解消しなくていいわけはありません。

その中で一番大きな問題は、先ほど言いました未確定測量地域、高砂町の問題です。私も地元におります。長年からこの問題が進まない理由は、どなたも御存じかと思いますが、境界確定というのは一筋縄でいく問題ではありません。何度も何度も会議を重ねてきました。最終的には22年からこの事業をやめようと思って、皆さんに集まってもらいまして、協力をしてもらえんならこの事業をやめましょうという話をしました。それから、皆さんに自分の孫や子のために、本巢市の未来のために、夢がある本巢市をつくっていくために、所有権のない土地を孫や子どもに相続財産として渡すことの恥ずかしさを認識してほしいというお話をさせていただきました。そして、だんだん御理解を願えまして、25年度からこの事業が進むような形になってきました。しかし、この中にまだ現在に至って未確定地域として確定ができないところがまだ残っておりますけど、このことについて今ここで私が自分の思いばかりしていますと独演会になりますので質問に切りかえますけど、今までの現状については私は少しお話をさせていただきました。しかし、25年、26年度からの現状について、執行部のほうからきちんとした御説明を願えればと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の、現在この事業の進捗状況について、お答えをさせていただきます。

この事業は、本市が直接行う事業ではございません。旧八ヶ村入会地が事業主体となって進めている事業でございます。

平成24年度より、国と本市の地籍整備推進調査費補助金を活用して、旧八ヶ村入会地名義で登記されている土地の未確定地区における確定測量を実施し、平成26年度末までに個人の土地所有権による境界が確定しております。

本年6月3日には、最終の高砂地区の分筆登記が完了しまして、旧八ヶ村入会地名義で登記されております61.6ヘクタールの全ての土地において、境界確定及び分筆登記が完了しております。

また、平成28年度には入会地の処分についてにおける慣習、つまり入会地整理に関する規約に基づきまして、現在、個人等に対して貸し付けを行っている46.8ヘクタールの土地を個人等へ、公衆用道路や水路敷等の公共用地として使用されている14.8ヘクタールの土地につきましては、入会地を承継する本巢市、北方町及び岐阜県へ、また公園敷地等については、地縁団体へ土地所有権を移転しまして、平成29年度末までに旧八ヶ村入会地の清算を完了する予定で進められているところでございます。

[16番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

上谷政明君。

○16番（上谷政明君）

現在、個人の14万1,000坪については、全部確定が終わっている。そして、今、入会地の61.6ヘクタールは全て境界の確定が終わっているというお話がありました。しかし、私が存じている中にまだ2カ所未確定地域が残っていると認識をしておりますが、この未確定地域について今現在どのような状態なのか、またこれを市はどのように対策を考えられ解決をされていくのか、御質問をしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の境界未確定箇所に対して、市の対応と今後についてお答えをさせていただきます。

旧八ヶ村入会地名義で登記されている全ての土地の境界確定及び分筆登記が、先ほど申し上げましたように完了しておりますが、糸貫川及び本巢松陽高校の筆界が確定した際に、本巢松陽高校南の部分及び岐阜第一高校南東の部分については、入会地が土地使用者に貸し付けている土地及び現に道路として使用している土地が廃川区域または廃川予定区域となっていることが判明したことによりまして、土地の所有権問題を解決する必要があるとございます。

この所有権問題のうち、本巢松陽高校南の部分については、大正12年当時、本巢中学校造成工事により道路がつけかえられまして、つけかえ道路用地との代替地として廃川区域との交換が行われましたが、岐阜県名義とする交換登記等が行われていなかったものと推測がされております。

また、岐阜第一高校南東部分については、糸貫川の改修工事等により、廃川敷地になった土地の廃川の手続が行われず、当時、岐阜土木事務所と入会地が廃川予定地と河川区域との交換について合意しておりましたが、岐阜県名義とする交換登記等が行われていなかったものと推測がされるところでございます。

この所有権の問題を解決するためには、本市は入会地の負担が大きくなるようにということにつきまして、岐阜県に対して、廃川敷地の時効取得の援用及び廃川予定区域の入会地が使用している部分と河川区域の入会地を交換し、交換により生じた差金につきまして、入会地が普通財産として譲与手続を進めるように御提案をしておるところでございますが、現在のところ双方の主張が埋まらず、交渉が継続をしているところでございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

上谷政明君。

○16番（上谷政明君）

入会地問題、個人がそれぞれの思いで一生懸命苦渋の決断をし、互譲と互譲の精神のもとにおいてこの事業を未来の子どもたちのために、未来の本巢市のために片づけようと思って最大限の住民努力をしてきております。その中において、公共用地、河川のつけかえが行われて処理がされていない。県が告示行為をしていないからできていない、こんな話は今になって聞いた話ですよね。私

もこの話を聞いたときに、先ほど部長が言いました、この事業は旧八ヶ村入会地組合の組合事業です。本巢市は当番町村で直接関係はないかもわかりません。しかし、ここに大きな入会地という土地が本巢市の中に発生をしております。これが県との話で話がかからないなんて、この場では聞きたくはなかったですけど、現実はその通りですので、どうかこれ以上ここで皆さんを責めることはしません。最大限の努力をしていただいて、28年の入会地解消という事業目標でしたが、1年先延ばしになりまして、29年度ということになっております。どうか万難を排して、最大限の努力をしていただいて、将来の本巢市のために最大の努力をお願いしたいと思います。

その次の質問は、この事業が終わって、市長さん、よかったね、すばらしい事業が終わりましたねと言って、解散事業の式典をやられたらどうかという質問でございますが、前にこんな問題が残っております。これからそれは努力していただくとして、本巢市の直接の問題でもありませんけど、八ヶ村の組合の問題ですので、よかったねと言って喜び合えるような式典は市長さんにおいて、当番町村の長でございますので、お考えはあるかないか、当然あると思っておりますので、お伺いをしていきたいと思っております。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、旧八ヶ村入会地の解消に関しまして事業完了時の考え方ということでお尋ねがございましたので、お答え申し上げたいと思っております。

先ほど産業建設部長のほうから、ほぼそういう解消に向けて今作業を進めているというような話をさせていただきました。その中で、2カ所ほど県との調整事項が残っているということがございます。これにつきましても、できるだけ早期に解決ができるように、先ほどお叱りがございましたけれども、県とこちらの入会地のほうのいろんな形での不整合な部分があって、今回また2カ所精査したら出てきたということがございます。できるだけ早くこの問題を解決して、今の予定どおり29年には何とか完了していきたいなというふうに思っております。

八ヶ村の入会地の解消につきましては、私自身、入会地の当番管理者でもございます。一日でも早く入会権を解消いたしまして、住みよいまちづくりと地域の発展を図りたいということ。また、先ほど来お話ありますように、次世代へ負の遺産を引き継がないという思いで私も当番管理者として進めてまいりました。

旧八ヶ村の入会地の解消に伴う払い下げ事業の完了時期につきましては、先ほど来お答え申し上げますけれども、全ての入会地の土地が旧八ヶ村名義から現在の入会地の土地使用者または本市等へ土地所有権を移転して、初めて完全に入会権が解消したということになるというふうに思っております。

現在、入会地のほうでは、平成29年度中に入会地を解散する目標で、平成28年12月末までに土地使用者または本市等へ土地所有権移転登記が完了するように計画を定めて、各地区で現在入会地

払い下げ手続に関する説明会というのも開催させていただき、土地使用者者に周知を図って今現在進めさせていただいておるところでございます。

今後、順調に払い下げ手続が進めば、平成29年度に入会地会議で、いわゆる入会地解散に伴う残余金とその処分方法についてというのを審議していただいて、承認を得た後、清算人によって入会地の業務を結了し、そして債務の弁済及び残余財産の引き渡しなどの清算の手続を行うという予定になっております。

こういう一連の手続を経て本当に終わったとなるわけですけれども、そのときに入会地の解散の式典の実施と先ほどありましたけれども、今後、いずれにいたしましても入会地会議で協議をして、実施の有無というのを検討してまいりたいというふうに思っておりますけれども、先ほど来お話ありますように、長年の懸案でもございました入会地の解消が、多くの関係者の皆様の御支援、御協力で実現したということは、もし、そうできれば大変画期的なことでもございまして、何らかの形で完了報告が必要であるというふうに思っております。ぜひみんなでこれで終わりましたということを確認し合う、そんなことがぜひ必要じゃないだろうかというふうに思っております。

[16番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

上谷政明君。

○16番（上谷政明君）

ありがとうございました。

この入会地事業、一つ今思いますと、高砂町が境界確定ができんでこの事業が解散できんというお話をずうっと承って今日まで来ました。しかし、ここで未確定地域が2つ県と市の土地があつて、話がつかんということをお聞きしまして、高砂町だけではなかつたんやなと思つて、今ほつとしております。一つ市のほうにおかれましては、格段の努力をお願い申し上げたいと思つて、この未確定地域の境界が確定をしなかつたために、高砂町の中で旧糸貫町との間に建築確認の一時差し止めが行われた時期があります。そのときに境界が確定をしていないのに、何で自分の境界がこやということがわかりますかと。道路をセットバックして下がりなさいと言っても、起点がありません。そういう中において、この建築確認申請がとまりました。なぜかといいますと、区画整理事業で確定事業を進めなければ建築確認をおろさないという話がありまして、またこれも町内で議論を重ねて、旧町村の糸貫町と協議をして一定の合意点を見まして、建築確認は解消になりました。

そういう中において、次世代を担う子どもたちが、ここでは家を建てられない、ここに住んでも何の意味もないということで、多くの子どもたちがこの地域に家を建てて住むことを諦めて町外へ出られたケースが多く発生しております。現在も続いております。やはりこの地域、消防車もありません。救急車もありません。狭小道路です。火災があつたら、昔の土地です。消火に大変苦慮しますし、また大被害が起きます。その中で、南北の幹線道路をつくつたらどうやというような事業が起きておりました。しかし、境界確定が済んでおらんのにどうして道路の分筆や道路の確定ができるんやというお話があつて、今日までずうっと伸びてきております。この入会地確定が終わりま

したら、この事業をどんなような形で進めていかれるのか、2点目の質問に入っていきたいと思えます。

入会地解消後の南北幹線道路事業について、産業建設部長にお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

この御質問の入会地解消後、高砂南北幹線道路新設事業に対する考えについて、お答えをさせていただきます。

高砂地内は、平成29年度をめどに解散する入会地の中でも、特に道路幅員が4メートル未満の狭隘道路が多く存在してございます。このことから平成5年から6年に策定された旧糸貫町幹線道路計画上には、南北幹線道路などの道路拡幅事業が計画されておりました。

過去には議員が御指摘いただきましたように、入会地や地権者からの承諾と立ち合いを受け、概略設計、一部詳細設計を行っておりますが、その後、一部の地権者から反対を受けましたこと、境界が明確でないこと及び地上権の問題などもございまして、計画が頓挫した経緯がございます。合併後に策定した本巣市道路整備計画においても、位置づけがされていない状況でございます。今後、入会地の解散が実現した折には、地元自治会長からの要望に基づきまして、狭隘道路の解消に向けた道路整備計画について改めて検討してまいりたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

上谷政明君。

○16番（上谷政明君）

ありがとうございます。

とにかくこの事業も入会地の解消があつての事業でございます。私ども高砂町はこういう入会地という中において、ほかの地域も限界集落という言葉がついて回っておりますが、都市部の中で限界集落というような位置づけに値する地域になりつつあります。老人の多く見える世帯が物すごく多くて、独居老人の数も多くなっております。この中で災害が起きますと、悲惨な結果が出るということは火を見るより明らかでございます。いずれにしましても、全ての入会地事業が終わつての、その次のことでございます。どうか入会地解消事業を含めまして、こういう大きな問題の事業が速やかに行われていくことを願ひまして、きょうの一般質問を終わります。

最後に、やっと3年ちょっとたちましたが、これだけの声が出て、きょう質問させていただきました。自分としてはここに立っていることが感無量でございます。長時間御清聴ありがとうございます。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩をいたします。この時計で10時20分から再開をいたします。15分間休憩をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、今回は5点通告してありますので、順次お伺いいたします。

まず第1番目は、子ども・子育て新制度による保育料についてという問題であります。

この新制度ができ、保育料の算定方法が変わり、3月議会で子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例が制定されました。その結果、保護者負担がどうなってきたのか、また状況によっては市として独自の対応が必要ではないかというような観点から、次の2点についてお伺いいたします。

まず第1点は、この変更によって保護者負担がどう変わってきたのか、その状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、御質問の変更によって保護者負担の変化はにつきまして、お答えさせていただきます。

本年4月1日から子ども・子育て支援法施行に伴い、平成27年3月議会におきまして御決定いただきました本巣市子供のための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に基づき、施行規則におきまして利用者負担額を定め、今年度運用しているところでございます。

規則で定めた利用者負担額につきましては、国の定める保育料を限度として、さらに国の基準では8階層となっておりますが、本市ではこれまでと同様の10階層とするなど、できる限り利用者負担額の引き上げを伴わない設定とし、実際の保育必要量となる利用時間に即した合理的な料金体系を目的として設定しております。

また、多子世帯に対する利用者負担額の軽減措置につきましても継続実施を盛り込んだものとなっております。

今回の改正による保護者負担の変化につきましては、平成27年11月現在で調査いたしましたところ、市内園児の保護者287世帯中、282世帯の方は前年度と比べ保育料が減額となっておりますが、5世帯の方が増額となっております。

主な増額理由といたしましては、保育料算定根拠となる所得条件が、平成26年度までは市町村民税及び所得税額の課税状況でありましたが、国の制度改正によりまして、平成27年度からは市町村民税の課税状況に変更となったことによりまして、料金区分階層が変わったものでございます。以

上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の変化の状況について答えがありました。この新制度によって何が変わったかという点、主な点は2つですね、保育料については、1つは、今、部長から話がありましたが、これまでは所得税額に応じて階層の区分をしてきた。それが、住民税の所得割額に応じた階層区分というふうになりました。同時にそれに合わせて2011年ですかね、年少扶養控除が廃止になり、その後、年少扶養控除がなくなったことによる保護者負担の増額を抑えるために年少扶養控除があった場合ということで、再計算をして年少扶養控除があるというみなし適用をしてきた。それを今度所得税から住民税に切りかえたことによって、それも廃止をされたということで、年少扶養控除を廃止した影響がもろに出てきているというふうと考えられます。

そこでお伺いしたいのは、先ほどの説明では住民税に算定基礎が変わったということの説明がありましたけれども、国の方針を見ておられますと、例えばこのように記されています。よくある質問、QアンドAというのがホームページに載っておりますので、それを見ておられますと、市町村の判断により既に入園している者が卒園するまでの間に限り、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前の旧税額を再計算した上で、新制度の利用者負担階層区分の決定を可能とする経過措置を設けることができるというふうに書いてあります。簡単に言えば、年少扶養控除があったとみなして、保育料の算定をすることができるということで、でもその場合には国はそれなりの手当をしますよというふうに言っています。本巢市の場合、このみなし適用というのをやられているのか、採用されているのかどうか。採用された上でこの結果なのか、あるいは採用していなければ、じゃあどうするのか。このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

1つ目のみなし適用の件でございますが、平成27年度からの保育料算定につきましては、みなし適用については適用しておりません。

2点目のどうしていくのかという点でございますが、本市におきましては平成27年度の保育料を算定するに当たりまして、国の基準でございます8段階あるものを10段階に設定しておりまして、よりきめ細かく設定しておるわけでございます。また、前年度と比較いたしまして、各3階層から10階層につきましては一律1,800円、保護者の方に負担が少なくなるような設定をさせていただいておるという状況でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今説明されたことについては、承知はしておりますけれども、ただ国が経過措置としてみなし適用をすることについて、推奨はしてないにしても、少なくともそういうことができる。その場合には国としての財政的な対応をするということを言っているわけでありましてけれども、それでお伺いしたいのは、部長は今年度からですので、今現在の保育料が定める段階で、これにどこまで携わったかというのはわかりませんが、このみなし適用についての検討がされたのかどうなのかということわかりますか。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

そういったことも加味して、27年度の保育料を26年度より少なくしているという状況でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

加味してやられたと言うけれども、市が保護者負担の増額を抑えるために独自に保育料の軽減に取り組んでいると。そのことについては評価はしますが、でもそれはあくまでも市の努力であって、国がみなし適用をすれば、それに対する財政的な措置はしますよというふうに言っているわけですね。そういう意味では、これを使わない手はないんじゃないかというふうに思うんです。だから、そのあたりのみなし適用を使うのか使わないかという検討はなされたかどうなのかということをごきちんとお伺いしたいんですね。というのは、それは今後のことにもつながっていきますので、されてなければされてないで結果としては仕方ありませんけれども、まず一体どうなんでしょう。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

国の方針につきまして、年少扶養控除の適用が廃止になったことにつきましては、市町村の事務負担が大きい、年少扶養控除廃止につきまして一定期間が経過しているようなことで、この年少扶養控除が廃止されたわけでございますが、そういった国からの数字等も加味しまして、保育料を先ほどから申しますように、各階層におきまして月額1,800円減額させていただけるということでございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

一番聞きたいところはなかなか答えになりませんが、先ほど言ったように、このみなし適用をすれば国の財政的措置があるわけですね。だから、それをなぜ使わないのか。それも活用しながらやればいい。さらに市としての独自の軽減、負担の減少につなげていく。だから、両面から考えればいいわけで、みなし適用をやって市が何も損するわけでもないですね。現に岐阜県内は正直言ってまだ状況が十分よくわかりませんが、全国的に見ればみなし適用をやっているところが相当数あり、さらには先ほど国の方針を申し上げたように、在籍時についてみなし適用をしてもいいと。新規に保育園に入る新規の児童については、それぞれの市町村の判断でみなし適用をしてもいいけれども、国の財政措置はないよということを言っていますね。だから、最低限在籍時についてみなし適用をするというのは、市の財政という点から考えてみても当然やと思うんですが、その取り入れる取り入れないというきちんとした議論が内部でなされたのかどうなのか。それを今の部長が直接携わってなくて、十分理解してないということであれば、それはそれで今の段階では仕方ないと思いますけれども、まずそのところを聞かせてください。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

利用者負担階層区分の判定につきましては、年少扶養控除等の廃止に係る影響については、再計算しない取り扱いを原則とするということで、国から通知をいただいているところでございます。そういったことで、再計算をしていないということでございます。

○議長（大西徳三郎君）

次、2点目で……。

○18番（鵜飼静雄君）

2点目に絡んでくるでいいけれども。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

では2点目に移りますが、今の答弁は、聞き間違いでなければ、国が再計算はしないと言ってきたからしなかったというふうに言われたと思いますけれども、でも最初に申し上げたようにQアンドAにきちんと書いてあるんですね。市町村の判断でやってもらっていいと。それについては、財政措置をしますよということをQアンドAに書いてあるわけです。内閣府の子ども・子育て新制度に関するよくある質問という項目がありますけれども、その中の保育料の部分について今言ったようなことが書いてあるんですね。その一方で、国はそういうことをやらないよというふうに指示が来ているわけですか。そういったことを受けて、だから2番目で市としての対応はということをお伺いしたいのは、今までやってなかった、けれどもこういうふうに一方では適用しても、少なくとも

も在籍時についてはきちんと国も対応しますよと言っているわけだから、市としてもそれに合わせてやるというのが当たり前だと私は思っている。だから、これから今年度の残り、あるいは新年度に向けて市としてどう考えていくかということが今問われていると思うんです。そういう点から、今後の方針も含めて、本当に国がやらないと言ってきたのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

先ほども申しましたように、国は再計算をしない取り扱いを原則とするということでございますが、市といたしましては年少扶養控除等を考慮いたしまして、平成27年度の保育料を決定させていただいたということでございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

何回言っても、答えにくいのかどうなのかわかりませんが、だからみなし適用の検討をちゃんとした上で物事が進んでいるのか。だから、こういう理由で適用はしないと、市は。というふうに決めたのか。そのかわりにという話とは、また別問題でしょう。いろいろ軽減したということは、市の独自の財源でそれを対応するという事です。みなし適用するということは、国の財源で対応するという事、大きな違いがあるんです。だから、それを今後とも考えないということですか。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

今年度の保育料につきましては、いろんなことを加味して減額させていただいておるところでございますが、みなし適用につきましては現在検討はしてないわけでございますが、今後につきましては検討をさせていただきたいと思っております。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

最初からそう言っていただければ、とりあえずはそれで済むだろうと思うんですね。今の段階でしていなかったという事実をお互い確認し合う。でも、すればすることによって、市が別に損するわけでもないし、若干でも潤うわけですから、そして利用者にとってもプラスになるわけですから、だからぜひこのみなし適用について可能な限り対応してほしいというふうに思います。

ついでながら、全国のいろんな例を見ておきますと、本巢市には当てはまらないとは思いますが、このみなし適用をしない、住民税に課税の算定の基礎が変わったということによって、特に多子世帯にとって、2人あるいは3人、それ以上、そういった多子世帯にとっては保育料が2倍に上がってしまった、3倍4倍になったという例も報告されています。本巢市の場合は、先ほど5人と言われた中にそこまでの例はないというふうに聞いておりますけれども、いずれにしても可能な制度はうまく利用するということを考える必要があるし、そういった上で物事を進めていくということで、新年度に向けてぜひ早急に検討を進めてほしいということを申し上げておきます。

では、2番目に移ります。

2番目、3番目、4番目というのは、現在第2次総合計画の策定中であります。この第2次総合計画に、この間いろいろ指摘をしてきた事柄がどのように生かされているのかということの確認の意味も含めて、簡単にお伺いしていきたいと思っています。

まず2番目であります。障がい者等の移送手段の確保についてということで、これは3月議会で質問しました。障がい者などの外出支援は重要な課題であります。この間、障がい者の外出支援については、NPO法人のわかばが移送サービスを行ってまいりましたが、諸事情によってことしの3月に活動を休止といたしますか、停止いたしました。そういう上に立って、市としての方針をお伺いしたことに対して、このような答弁をもらっています。福祉有償運送事業については、今後、社会福祉協議会等関係機関と連携をし、高齢者等も含めた通院等への支援のため、新たな移動手段を協議してまいりたい。そうした結果かどうか、第2次総合計画案でも高齢者や障がい者の外出支援に触れています。高齢者の場合には外出支援事業、障がい者についてはお出かけ支援という項目がございます。これらは一体具体的にどのような形で考えておられるのか、あるいはどのような方向で進んでいるのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、障がい者等の移送手段の確保につきましてお答えさせていただきます。

障がい者等の移送手段の確保につきましては、今年度本巢市社会福祉協議会と協議を行っている中、5月に岐阜市に本社事業所がありますNPO法人やっとかめが、本市に事業所を設置し、福祉有償運送の区域を本巢市に拡大して運営を行いたいとの申し出があり、調整を図りながら、10月に自家用有償旅客運送の変更登録の申請をいただき、これを受けまして、10月19日に本巢市福祉有償運送運営協議会を開催し、協議を行い、委員の皆様にも市内における地域住民の生活のために必要な旅客運送を行うことが必要であるとの同意をいただき、NPO法人やっとかめによる本巢市内での福祉有償運送の協議が調いました。

現在は、中部運輸局岐阜運輸支局への提出書類を整え次第、変更登録の申請が行われる予定でございます。今後につきましては、中部運輸局岐阜運輸支局の許可がおり次第、事業開始に向けてN

PO法人やととかめと連携を図ってまいります。

さらに、障がい者がNPO法人やととかめを利用した場合、今年度から開始しております本巢市重度障がい者タクシー利用助成事業の対象事業者として、利用者の拡大に努め、障がい者の自立と社会参加の促進を図っていきます。

また、高齢者の移送手段につきましては、本巢市社会福祉協議会等関係機関と引き続き協議を進めながら、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、申請中で認可がいつおきるかということは、まだ今の段階では断定できないわけですね。時期的には恐らく来年度あたりには可能でしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

現在、まだ申請書の提出はされていないと聞いておまして、書類の準備をしている段階ということでございますので、ちょっと時期はいつになるか、まだはっきりと申し上げることはできません。以上です。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

わかりました。

これまでわかばは非常に格安というか、低料金で利用してほしいということで、一般の利用料よりは低く抑えて活動をされてきました。事業者が変わることによって、若干の増は出てくるかもしれませんが、いずれにしてもまずそういった受け皿がきちんとできることが第一義的に重要なことであり、そのときはさらに市も協力して進めていってほしいというふうに思います。

また、高齢者についても早急に社会福祉協議会と連携を図りながらということでもありますけれども、高齢化がどんどんどんどん進んでいくわけでありますので、この点についてもなるべく早目に方向づけができるような努力をしてほしいということを申し上げておきます。

じゃあ3番目ですが、真正、糸貫デイサービスの現状と今後のあり方について。

これも前にもお伺いしておりますし、堀部議員もこうした問題について質問されたことがあるというふうに思っておりますが、糸貫のデイサービス、真正のデイサービスについては、設立当初においては、非常に大きな役割をそれぞれ果たしていたというふうに思っています。けれども、時代が変わってくる中で、現在では利用が残念ながら減少してきており、そのあり方について再検討す

る時期に来ているのではないかというふうに思っています。

そこで第1番目には、施設の利用の今後の見通しはどうか、お伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、施設利用の今後の見通しなどにつきましてお答えさせていただきます。

真正デイサービスセンターにつきましては、利用者数が年々減少していることから、介護職員等の配置数を見直すため、平成27年3月議会におきまして、本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の真正デイサービスセンターの利用定員を20人から15人に減らす条例改正に御承認いただいたところでございますが、今年4月からの上半期の利用につきまして、利用者数が増加しない状況であり、収支状況につきましても赤字が続いている状況であります。

御質問の施設利用の今後の見通しにつきましては、民間のサービス事業所もふえたことなどにより、利用者がふえる見込みも少なく、デイサービス事業を継続していくことが非常に困難な状況であり、事業者である本巢市社会福祉協議会からも来年度以降の真正デイサービス事業の廃止をしたい意向を示されていることから、平成28年3月31日をもって真正デイサービスセンターを廃止する方向で考えているところでございます。

また、糸貫デイサービスセンターにつきましては、今後の利用状況等により検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

真正のデイサービスの定員を15人に減らして、それ以降もふえないという言い方でありますけれども、ことしの上半期について何人かというのは、今すぐわかりますか。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

真正デイサービスセンターにつきましては、4月から10月の間におきまして、1日平均5.5人というような状況となっております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、2番目に絡んでまいりますけれども、物は言いようなんですけれども、真正のデイサービスについては3月31日で廃止というふうに言われたけれども、その部分だけ捉えると、まさに廃止で終わりなんです。そうではなくて、糸貫のデイサービスについてはまだ少なくとも当面は存続させていくという方向なので、これはなくすというよりも統合すると、再編するというふうに考えるべきではないか、そういう方向で物事を進めていくべきではないかというふうに思っています。

そうした上で、あいた一方の施設をほかの形で有効活用を図っていく。ほかの形というのは、例えば前に質問したときには、障がい児のデイサービスとか、そういった障がい児の施設にはどうだろうという一つの考え方も示しましたけれども、それにこだわる必要はありませんけれども、いずれにしても有効活用を図っていくということとあわせて再編をするというふうに理解すべきだというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、真正デイサービスセンターの廃止後の活用につきましては、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、来年度から取り組みます介護予防・日常生活支援総合事業として、現在のデイサービスセンターの日常動作訓練室や食堂等を利用しながら、通所型サービス事業のきらり元気アップ教室や、一般介護予防事業としての転倒予防教室を実施してまいります。

また、NPO法人等による介護予防、認知症予防講座や、介護ボランティア養成講座などの開催についても計画しております。

要介護状態になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を実現するため、地域包括支援センターや地域住民、ボランティア等が積極的に取り組みを実践する拠点としてまいりますと考えております。以上です。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

最初の廃止ではなくて統合だということについては答弁ありませんけれども、その辺は認識の問題があるので、ちょっとそれだけつけ足して答弁を欲しいということと、あわせて今言われたことについては、それぞれ大切なことを言われたというふうに思っています。

けれども、同時に考えていく必要があるなと思うのは、今、本巢市、あるいは旧本巢郡の管内で考えても結構でありますけれども、各種各分野においてどの部分がまだ足りないのか、不足しているのかということを中心にきちんと把握した上で、その足りない部分について市として対応が可能なのか

どうなのか。可能であれば、それも取り入れていくということが必要ではないかなというふうに思っています。その一つの例として、障がい児のデイサービスとか、障がい児の施設ということを申し上げているわけですが、それが一番いいかどうかというのは、私も正直言ってまだわかりませんので、今言われたことも踏まえながら、総合的な調査、検討を加えていくべきだろうというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

先ほど答弁させていただきましたが、糸貫デイサービスセンター等の利用状況を今後見ながら、統合になるのか、廃止になるのか、どちらの意味合いで御答弁させていただいていいのかわかりませんが、今後利用者等の利用状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

2点目の各分野での何が不足しているかというような状況につきましても、周辺の事業所等の数、あるいは定員等を調査しながら検討してまいりたいと思います。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

とりあえず結構です。

では、4番目ですが、小規模事業者の振興策についてという問題であります。

これは3月にも質問いたしておりますけれども、昨年それまでの中小企業という大ざっぱな捉え方から、小規模事業に焦点を当てた小規模基本法と小規模支援法というのが成立いたしました。そして、昨年10月に経済産業省が小規模企業振興計画を策定しました。そういったことに基づいて、各自治体が独自の小規模事業者に対する、小規模事業に対する振興策を考えていくことが求められるようになってきています。

このことを3月に質問したわけでありましたが、そこではまだ正直に今の段階で具体的な方向性というのは見出せないけれども、とにかく総合計画に商工会との協議した内容、計画の内容等についても載せていきたいというふうに答弁がございました。今の第2次総合計画の案を見ても、どうもはっきりしないということで、改めてお伺いをするわけでありまして、これからの10年を見通した総合計画の中で、この小規模事業の振興策についてどのような方向づけ、どのような方策を検討されているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の小規模事業の振興策について、お答えをさせていただきます。

現在、商工会では小規模事業者による、需要に応じたビジネスモデルの再構築、地域のブランド化・にぎわいの創出及び販路開拓事業を推進するための計画としまして経営発達支援計画を作成中でございます。

現段階におきましては、商工会において具体的な取り組み事業はございませんが、市としましては、商工会と連携しながら、経営発達支援計画に基づいた起業支援を含めた事業改善に向けた取り組みを進めることによりまして、小規模事業者の振興を図るよう、商工会の活動を支援していきたいと考えております。

また、第2次総合計画においては、小規模企業振興基本法に基づき、商工会事業者のみならず市内の小規模企業事業者に対する振興策について、その取り組みを位置づけるように関係機関と協議をしまいたいと考えております。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

これにつきましては、すぐに具体的な方向性が出てくるという話ではありませんので、ただ総合計画に何ら触れられていないということがやっぱり異常だと思うんですね。せっかくこういう法律ができて、ちょうどそのタイミングに総合計画をつくるわけですから、そのことがやっぱり触れられていく必要がある。とりあえず触れて、それをさらに実施計画などで具体化していくということになってくるだろうと思いますので、今御答弁ありましたような計画への位置づけを早急に進めてほしいというふうに思います。この点については、以上で結構です。

じゃあ5番目、最後ですが、行政における連絡・協力体制の構築についてということであります。

真正幼稚園の駐車場整備にかかわる問題が今起きています。その内容については、あす安藤議員が質問をされるということですので、そのことについては触れませんが、ただこの問題にかかわって、行政の連絡・協力体制の不備というのが表面化しているんじゃないかという危惧を抱いています。

そこでお伺いをしたいと思っています。各部局の事業については、担当の部局だけではなく、市の幹部が共通認識を持つ、このことが必要ではないかというふうに思っています。とりわけ単独の部局だけでなく、他の部局にもまたがるような事業を推進する場合に、連絡・協力の体制が不可欠であります。庁議がその役割を果たすべきだろうというふうに思っておりますが、残念ながら今回の問題を見ると、必ずしもそういう庁議になっていないんじゃないかと感じざるを得ません。これまでも横の連携が不十分ではないかという指摘がたびたびなされてまいりました。今後、どのように連絡・協力体制を構築していこうとされているのか、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、5点目の行政における連絡・協力体制の構築についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

今の行政におけます連絡・協力体制を起因として起きます諸問題の原因といたしましては、先ほど鶴飼議員の御指摘のとおり、各部局間の連絡及び協力体制の不備、また職員の共通認識の不足というものが考えられるところでございます。

現在、本巢市におきましては各部局間の連絡、協力体制の仕組みということで、お話がございましたように、まず毎月2回定期的に開催しております部局長クラスでの庁議というのがございます。庁議では、本巢市の行政運営の基本方針、また重要施策及び重要課題への対応等について審議するとともに、各部局間の総合調整を行うなど市政の計画的かつ効率的な執行を図るために行っている会議でございます。この庁議での協議事項等につきましては幹部職員を通じて、全ての職員に周知をいたしているところでもございます。

また、具体的な話では土地開発事業等に関しましては、市土地開発事業の調整に関する規則に基づきまして、事業調整会議を開きまして、関係部局によるチェック等を行う仕組み、また埋蔵文化財包蔵地につきましては、年度当初に各部局から事業を洗い出して、それに関係いたします部局に照会をかけるなどいたしまして、手続等に不備がないかなどのチェックを行う仕組み、また道路工事と上下水道管の布設工事に関しましては、そういった工事の重複とか手戻り工事を防止するためということで、関係部局によりますチェック等を行う個々具体的な仕組みを現在構築いたしております。

今回の真正幼稚園の駐車場拡張工事につきましても、関係いたします3部局で必要な手続の調整が行われ、実施されておりましたけれども、駐車場の工事と埋蔵文化財発掘作業に伴う農地転用の手順の順序を誤ったということに起因するものでございます。調整によりまして、もともと農振除外の申請とか、農地転用等が必要であるということをご承知しておったわけですが、その手続のそういう必要性を認識してはいたしましたが、その手順を誤ったこととありまして、この件に関しましてはもう少し既存の事業調整会議のような、もうちょっと丁寧な調整が行われていればよかったのかなというふうに思っております。

今後は、こうした既存事業の調整会議等に農政担当部局も加えるなど、チェック機能の範囲の拡大を図りまして、無届け着工等の不備事例のないような仕組みを構築いたしまして、再発防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、これまでも庁議の場、また辞令交付式での全管理職員への口頭訓示、また年度当初の全職員に対するメール配信による訓示など、さまざまな機会を通じまして、仕事をする上では報告・連絡・相談と、こういうものをしっかりとやりながら仕事を進めるということをご承知と伝えてまいりましたけれども、今回の問題発生を受けまして、改めて各部局の連絡、協力体制の必要性、また強化への取り組みが必要であるというふうに認識をいたしております。

〔18番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

庁議でどういふようなことを具体的に話をされているかというのはいわかりませんが、ただ俗に言えは、例えは今回の問題で言えは発掘調査をするんだというこで予算が組まれる、あるいはそういう話が出る。それに対して、それはうちにも関係がある、うちにも関係がある。そのためはそれぞれの担当の部でそれに対する対応は、こういう問題があるというこを出し合えれば防げる話ですね。だから、そういう点がい欠けていたんではないかというふうには、残念ながら思わざるを得ません。だから、そういう基本方針とか、そういう問題とはまた別問題として、そういう具体的な問題についても、先ほど申し上げたように、特に他部局にまたがるという可能性があるような問題については、きちんとした場で問題提起して、それぞれが関係あるというこが別個にまた寄ればいいんでね。いろんなやり方をぜひ考えてやっていってほしいというふうには思います。

分庁方式をとっているから、その辺がうまくいかないというこはないんで、そのここの問題とは私は別の問題だというふうには思っておりますので、ぜひ今市長の答弁の中にはありましたような、改めて連絡・協力体制の構築を強化してほしいというこを申し上げて終わります。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、1番 堀部好秀君の発言を許します。

○1番（堀部好秀君）

本日、4番目の質問者というこで、実は9月議会も4番目の質問者でしたが、9月議会は午前中だと思っております、きょうは昼からだと勝手に思っておりますが、午前中になりまして、私の勝手な段取りがいろいろ狂っておりますけど、おかげさまでCCNetも入れてもらっていますし、インターネットでも配信してもらっておりますので、見ていただけるといふふうには、そういうふうにしてもらったことを感謝申し上げながら、通告に従って質問をさせていただきます。

1つ目の質問としまして、地域活性化対策についてお聞きをします。

今年度、本巣市におかれましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、消費喚起及び地域経済活性化を目的としてプレミアム商品券を発行されました。全国では97%、1,739の自治体がこの商品券を発行され、岐阜県内では42市町村あるうち39の市町村が発行されたというふうには思っております。実施方法に当たっては、地域を限定したもの、しなかったもの、また事前申し込みをしたもの、直接並んで配付したものと、いろいろさまざまに施行されましたけど、それは窓口には並ぶという方式でしたが、暑い時期に配付になりましたので、熱中症で倒れたとかいうこも報道されておりましたし、また並べる日がい限定されて、その日に行けないというこで不公平じゃないかというふうなこも報道されておりました。そういうこを考えますと、本巣市は市内限定というこで、また事前申し込みによる抽せんというこで、希望者には公平に配付をされたんじゃないかというふうには思っております。

ただ、1回目の申し込みで予定数量に達せず、追加募集をしたというこは多分本巣市の施行が

ちょっと早くて、ほかの地区より。それで住民の方に周知が徹底されていなかったんじゃないかというふうに私は思っております。ほかの地区でもプレミアム商品券が発行されたときに、本巢市ではやってないというふうに聞かれましたので、いやいや本巢市はもう始まっていますよ、もう締め切りますよという話をさせてもらったことがよくありました。

実際に購入された方は、2割お得に商品券を使ってもらったわけで、予定どおりの生活必需品を買われた方も見えると思いますし、でもやはりプレミアム商品券のお得感を生かして、ふだん買わないものも買ってしまったという話もたくさん聞いておりますので、消費喚起という目的はある程度達成されたというふうに思っております。また、本巢市内にある大型商店や市内の事業所を使用対象にしてもらったおかげで、市内の各事業所も売り上げがふえたんじゃないかというふうに思っております。

あるお店ではプレミアム商品券で払うからということで、発行前に、6月に商品を納入してくれというふうに言われて納品したという話も聞いております。こういうことができるのは、地元の事業所ならではだなというふうに思っております。こういう地域限定で使える商品券なり振興券なりを発行してもらうことは、市内の事業所にとって、地域活性化にとって有効だと思っております。まだまだ11月30日が使用期限だったということで、プレミアム商品券のアンケートの集計分析もできていないとは思っておりますけど、わかる範囲で効果をどうつかんでおられるか、お聞きしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

1項目め、地域経済活性化対策について、1. プレミアム商品券の効果をどのように捉えているのか、ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

1番目のプレミアム商品券の効果をどのように捉えているかについて、お答えをさせていただきます。

利用者に対しましては、利用実態に関するアンケート調査をお願いしておりまして、提出期限は12月20日としております。このため最終的な結果は出ておりませんが、現段階におきまして、利用実態に関するアンケート調査の結果によりまして、商品券の額面以上に支出されている方が多く見えます。また、商品券の入手がきっかけとなり、新たな消費の発生も多く見られているところでございます。このようなところから、地域経済の活性化につながっているものと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

消費喚起という点では効果があったというふうにお答えをいただいたと思っております。また、

地域の活性化という点でも効果があったというふうにお答えしてもらったと思っておりますけど、この地域活性化ということでは、私はちょっと疑問を持っております。確かに本巢市民の方はほかの市町で買わずに、本巢市内でプレミアム商品券を使ったわけですけど、周りの市町も同じようにプレミアム商品券を発行したおかげで、ふだん本巢市内で買い物に事業所を利用してみえた方が自分の市町で買われたんじゃないかなというふうに思っています。結局のところ、地域活性化対策としてはプラマイゼロかなというふうに思っております。じゃあやらなかったほうがいいかなということを行いますと、やっぱりやらなければマイナスになるばかりですので、やってもらってよかったんじゃないかなというふうに思っております。

また、全国で3%の自治体がプレミアム商品券を発行していないわけですけど、発行しない大きな要因としましては、自分の地域で使える事業所がないということが大きな要因だと思っております。そういう点においても、本巢市でプレミアム商品券が発行してもらえたということは、市内の事業者にとって多少なりとも活性化の有効性があったというふうに思っております。

そう考えれば、こういう地元での商品券を継続して使える環境にしてもらえることが今後にも必要ではないかというふうに思います。いわゆるアベノミクス効果によりまして、日本の経済は上向きになったと言われております。また、地方も多少なりともその影響は感じられるようになってまいりました。その結果、どうなっているかといいますと、今、人手不足が起こっております。この地域の有効求人倍率は平成24年度から1.0を超えておりますし、この6月には岐阜県は全国第3位の有効求人倍率となっております。都市部の景気が先に上向きになりますので、そちらのほうに労働力が取られ、地方のほうで景気がよくなったところには人手不足となり、人がいないから許容量以上の仕事ができない、また人件費の高騰となり、地方の景気は都市部ほど上がることはないというふうに思っております。ちょうどバブルのときがそうだったような気がしております。地方の活性化のための対策が引き続き必要と感じておりますけど、次年度以降、何か対策を考えておられるか、お聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の来年度以降の地域経済活性化対策を考えているのかにつきまして、お答えをさせていただきます。

現在のところ、今年度実施しましたようなプレミアム商品券の発行については考えておりません。

しかしながら、地域経済の活性化につながる対策は必要でございますので、今後市内のお金を市内で消費できるような仕組みづくり、ここにつきまして商工会と協議しながら推進していくことを考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

聞くところによると、地域通貨という方式も考えておられるというふうにお聞きしておりますけど、地域通貨というのは商品券や振興券より経済効果が高いと言われておりますが、これも一長一短あって、流通性の問題、偽造問題、耐久性の問題、いろんな問題があると思っております。商品券につきましても、過去に本巢市におかれましては、商工会の商品券事務組合が発行された商品券を使ったこともありますけど、換金する金融機関の合併問題もありまして、まだその辺も今後どうなるか決まってないような状況だというふうに聞いております。商工会との協議をしていくということでしたけど、早急に協議をしていただいて、できれば次年度から対応できるように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、ちょっと余談になりますけど、先ほど周知が十分にされていないというお話をさせてもらいました。これは本巢市のプレミアム商品券に限った話ではなく、県でも同じだと思っております。今年度、県単位で旅行や特産品購入にお得に使える割引券が発行されておりました。私も追加募集で手に入れまして、値打ちにちょっと旅行に行かせていただきましたけど、人気のある券だと売り出して5分で売り切れてしまいます。これだけ人気のある割引券なんですけど、私の周りに聞いても誰もそんなこと知らないというふうにおっしゃるんですね。私も松村県議に聞きまして、そういうのがあるんですかというふうで追加募集でこの券を手に入れた次第ですけど、なかなかこういういいことをしても、広く市民に知ってもらひるのは難しいなというふうに思っております。今までもさまざまな周知方法に取り組んでみえると思ひますけど、少しでも多くの市民に知ってもらひ周知方法をまた考えてもらひたいと思っております。ということで、1つ目の質問を終わります。

次に、3世代市内居住による子育て支援、人口流出対策についてをお聞きします。

平成25年内閣府が行った家族と地域における子育てに関する意識調査によりますと、理想の家族の住まい方は半数以上が祖父母との同居が望ましいと答え、7割以上の子育て世代が子どもが小学校に入学するまでの間、祖父母に育児や家事の手伝いをしてほしいとの調査結果が出ております。同居が無理でも近くにいてほしいと思う子育て世帯が多くいるということですが、実際に15分ほどの近居世帯を含めましても、同居・近居合わせて26.2%と、希望どおりになっていないのが現状です。国では3世代同居・近居に対し、住宅の買いかえなどのときに所得税の軽減を図る、また次年度には同居・近居に対し、家賃の割引やリフォーム代金の補助も計画されているところであります。

3世代同居・近居は子育て世代にとってメリットがあるばかりでなく、高齢者の見守りにも有効だと思っております。以前、高齢者対策は地域で行うようになるという話をさせてもらひましたけど、地域のつながりが希薄になりつつある今、身内の方が同居、または近所に住んでみえるというの、やはり高齢者にとっても地域にとっても心強いことだと思ひます。

岐阜県内でも大垣市は3世代同居時の引っ越し費用の補助を行っておりますし、飛騨市は住宅リフォーム時に補助金を出しておみえです。本巢市でも3世代同居が望ましいと思ひられますが、3世

代同居するとなると、やはり古くからの住宅地、私の周りでも200坪や300坪ぐらいある家ならリフォームや、また同じ敷地の中にもう1軒丸々家が建つと、そんなお屋敷なら3世代同居が可能なんですけど、なかなか新しい住宅地では物理的にも難しいと思います。私の家でも子どもが世帯を持ったら、なかなか同居は難しいなというふうに思っております。そのときにどこかで世帯を持つよという話になったときに、本巢市から出ると、一遍市を離れてしまうと、今度は帰ってくるときに子どもの転校とか、地域のつながりとかを考えると、なかなか帰ってきにくいんじゃないかなというふうに思っております。そうすると、貴重な子育て世代、生産年齢世代が本巢市から流出することになります。

それから、先日、羽島で議員研修がありまして、本巢市からも大勢の議員が参加しましたが、そこで講師の方が人口問題をテーマに語られました。今、日本の出生率は2014年で1.42となっておりますけど、結婚した世帯では2.0を超えているというふうにお話をされておりました。だから、出生率が低い原因は女性が子どもを産まないことが原因ではなくて、結婚しないことが原因だというふうにその講師の方はおっしゃって見えました。後で調べたところによりますと、夫婦の最終的な出生子ども数を完結出生児数と言うらしいんですけど、2010年では1.96と、2を切っているんですけど、それでも日本の出生率は高く、だったら結婚してる世帯をふやせば本巢市の人口流出、また子育て支援、出生率アップ、生産年齢層の増加、高齢者対策と、非常に大きな意味を持つことになるんじゃないかなというふうに思っております。私が一番心配しているのは、少し前に開発された住宅地です。そこでは住人の高齢化が進み、空き家もふえているのが実情です。今の住宅開発が時代のニーズに合っているということは、紛れもない事実であるとは思っておりますけど、先ほど上谷議員もおっしゃっていましたが、都市部でも限界集落があると言われました。近い将来、そういった住宅地が高齢化が進んで、限界集落とまでは言いませんけど、高齢者ばかりの住宅地になるということは、過去の例を見れば明らかだと思っております。今から対策を講じておく必要があると思っております。

まずは本巢市内に3世代が同居している世帯数がどのくらいあるか、お聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま議席番号16番 上谷政明君が退場されましたので、報告をいたします。

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、本巢市内の3世代同居世帯数は把握しているかにつきまして、お答えさせていただきます。

本巢市内の3世代同居世帯数につきましては、平成22年国勢調査によりますと、市内1万1,132世帯のうち1,975世帯で全体の17.7%となっております。

さらに、このうち子育て世帯の3世代同居世帯数といたしましては、6歳未満児世帯1,469世帯

のうち452世帯で、同居率は30.7%となっております。

また、今年度市内在園児を調査いたしましたところ、在園児1,044人のうち3世代同居家庭の園児数は232人で、在園児全体の22.2%となっております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

今お聞きしたところによりますと、3世帯は17.7%、1,975世帯、また子育て世代はそのうちの425世帯、30.7%ということで、国の平均よりは上回っているというふうに理解しております。

3世代同居について、何らかの支援が行われた場合、この1,975世帯しか恩恵を受けることができないと思っております。なかなかこのうちの大部分は大きな屋敷じゃないかなというふうに思っております。これを3世代同居から近居に範囲を広げてもらえれば、対象世帯がふえるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほどから近居という言葉を使っておりましたが、近居というのは15分ぐらいの距離で行き来できるというふうに書いてありますが、この15分が車なのか徒歩なのか、そこら辺がはっきり書いてありませんのでちょっとわかりかねますが、県によっては同じ小学校の区域内を近居と定義しているところもあります。本巢市は考えてみますと、15分では行き来できないところも南北に広い市ですのでありますので、市から人口流出するのが問題だというふうに考えると、15分という制約を取っ払って、近居どころか市内に3世帯が住んでいてくれれば、先ほど話したように、子育て支援を初め大きなメリットがあるというふうに感じております。

また、同居・近居の支援は国が率先してやります。しかしながら、ほかの地域に比べて本巢市の優位性を持つために、市内での3世代居住に対する支援を考えてほしいと思っております。何か本巢市のほうで考えておられることがありませんか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま議席番号16番 上谷政明君が入場されましたので、報告をいたします。

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、同居または本巢市内に世帯を持つ3世代に対して何らかの支援は考えられないかにつきまして、お答えさせていただきます。

近年、核家族化、女性の就労意欲の向上と労働環境整備により子育て世帯からの、未満児保育、預かり保育、さらには学童保育のニーズが高くなってきております。子育て支援といたしましては、公的施設における子育て支援の充実に加え、家庭における子育て支援の観点も大変重要であると考えております。

そのために今年度策定いたしました本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係事業といたしまして、若い世代の定住促進、安心な出産・子育て環境づくり、若い世代の流入促進、さらには高齢者の孤立防止や人口減少の抑制にもつながると考え、新たに3世代同居となるために住宅の新築または改修を行う世帯に対しまして、当該住宅改修費用の助成を来年度以降検討してまいりたいと考えております。

本巢市におきましては、既に住宅リフォームの助成事業も行われているため、住宅担当課とも今後協議、調整をあわせて行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

今、支援は全部同居に対しての支援というふうにお聞きしました。なかなか同居だけだと、ちょっと対象世帯が少ないような気がしております。

先ほども言いましたけど、大きなお屋敷でしか同居は難しいと思っておりますので、同居だけでなく近居、もっと広げて本巢市内の3世代への支援を考えてほしいと思っておりますけど、そういうことは考えておみえですか、お聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

御質問いただきました件につきまして、今後視野に入れて検討をしてみたいと考えております。

[1番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ぜひ前向きに検討いただきますことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩をいたします。午後1時から再開をいたします。

午前11時36分 休憩

午後1時01分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、2番 江崎達己君の発言を許します。

○2番（江崎達己君）

発言通告によって、3項目について一括方式で質問をさせていただきます。前向きな御答弁を期待しながら質問したいと思います。

第1項目めでございます。

小型無人機ドローンの導入についてということでございます。

災害時の行方不明者の捜索、水難事故による行方不明者の捜索、山火事など山岳事故のときの捜索、また情報の収集、イベント時の危機管理などに役立つ小型無人機ドローンを導入する自治体や民間企業があります。また、ことしの新語・流行語大賞の10選のうちに、ドローンというふうに上げられておりました。

一部紹介をさせていただきます。

先月、11月25日付の岐阜新聞、中日新聞には、下呂市消防本部がドローンを配備し、今月1日から運用を開始したという記事がありました。皆さんももう既に見られたと思います。岐阜新聞、中日新聞が11月25日に発表されました。記事を読みますと、災害対策用のドローンの導入は、県下の自治体では初めてだということでもあります。下呂市が購入したのは、D J I社製、これは中国製ですが、価格は約30万円、全長59センチ、重さ1.28キロ、バッテリー1個の充電で15分から20分間飛行可能で、カメラつきでございます。カメラ1,200万画素ということで、写真、それから高画質の4K動画が撮影できるということで、コントローラー側に取りつけたスマートホンなどで撮影中の映像を確認しながら操作できるということでもあります。これに対して、消防本部の大前消防長は、特に水難事故には、河川中央部や人が近づけない崖下などの捜索にも、人命救助などに大いに役立つと期待しているというコメントがなされております。

ここで、現物のドローンを本巣市の職員の方からお借りをしました。職員の方で持ってみえました。また、先ほどちょっとお聞きしましたけれども、この18名の議員さんの中にも、もう既にドローンを2機持ってみえる議員さんもおられるようです。お借りしたものですので、丁重に扱っていきたくと思いますが、これが新聞、テレビ等で今話題になっているドローンでございます。このところにカメラがついているということです。以前は、飛ばすとどこか紛失してしまうというような、飛んでいっちゃったというようなこともありますが、今はバッテリーがもうすぐなくなるよという直前にはちゃんと戻ってくるそうです。そういったものが今20万円ほどで導入可能だそうです。下呂市では、今後、運用しながら、2機目以降も導入を検討しているということでございます。また、本巣市内の企業でも、もうドローンを活用してみえる企業もございます。他県の工場で行っていることを、ドローンを飛ばして、その映像を本社のほうへ持ってくるなり、社長のパソコンのほうへデータが入ってくると。そうすると、社長はそれを見ながら、またパソコンで指示をするというようなことで、工場などの危機管理、現場管理に役立つという先進的な企業も本巣市内の企業でございます。

さらに、11月19日付の日本経済新聞には、国土交通省は、道路の建設などの公共事業で受注した企業に、ドローンや自動制御のショベルカーなど、最先端の技術を利用するということを義務づけ

るといふ検討に入ったという記事がございます。公共事業にIT活用を義務づけ、労働者不足に備えてという記事がございました。それがこの記事でございます。ドローンとショベルカーを一体化した運用ということで、測量から現場管理が全てできるみたいなことが書いてあります。それを国土交通省としても、IT化に向けて義務づけるという記事が載っておりました。また12月2日付の中日新聞には、ドローン拠点を名古屋にという記事も掲載されております。

いろいろこのところ、こういったものを活用するというようなことで、マスコミを通じたり、新聞記事なんか出ておりますけれども、そこで第1点目でございます。本市での小型無人機ドローンの導入についてはどうか。

第2点目、下呂でも始まりましたけれども、本巣市消防本部なんかに対して、こういったものを提案していく取り組みはどうかということ、所管する総務部長さんの御見解をお聞かせください。

2項目目でございます。

道路、歩道の安全対策ということで、平成26年12月議会の一般質問において、本市のメンテナンスサポーター制度の導入、設置について質問をさせていただきました。このときは、岐阜県では、県道等の維持管理として、欠損箇所の改善、事故の防止、災害対策など、多面的に維持管理の向上を図るため、県では平成21年9月から社会基盤メンテナンスサポーターを委嘱し、維持管理の向上に努められていますと。県内には960名ほどのメンテナンスサポーターが委嘱されていると。そのうち、本巣市内には20名の方がサポーターとして活躍されていますということで、このことを県に伺いますと、岐阜土木事務所管内では、年間約200件ほどの報告があるそうです。こうしたサポーターの報告により順次整備をされ、実績を上げているということでございました。

そこで、第1点目ですけれども、メンテナンスサポーター制度はその後どうなったのか。

2点目、今後の取り組みはについて、所管する産業建設部長さんにお尋ねいたします。

続きまして3項目目、各部の職員さんの定数についてお伺いします。

部によっては、職員の定数が少ないと感じております。事務事業により、定数の見直しが必要ではないかと思っております。例えば企画部では、秘書事務、公聴事務、企画事務、財政事務があり、議会事務局では、議会事務と監査委員会事務の兼務をなされております。産業建設部では、事務事業を見ますと、3町1村のときの職員定数より少ない。その上、事務量は多種多様化しております。全体には、ことしから取り組みを始めたまち・ひと・しごと創生総合戦略、また本巣市第2次総合計画作成案も取り組まれております。市長さんの公約でもある元気で笑顔あふれる本巣市づくりなど、業務も多種多様化しております。

こうした点からも、各部、各課での事業の取り組みの着実な成果を上げるためにも、各部の職員定数を見直す必要があると思っております。そこで、各部の職員定数の見直しはどうか、所管する企画部長さんにお尋ねします。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

御質問の1項目目、小型無人機ドローンの導入についての質問の1つ目、本市での小型無人機ドローンの導入はどうかと、2番目、本巣消防本部に対する提案に向けた取り組みはの2点について

の答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、本市での小型無人機ドローンの導入についてお答えさせていただきます。

遠隔操作や自動操縦により飛行し、写真撮影等を行うことができる無人航空機であるいわゆるドローンは、その性能からさまざまな面での有効活用が可能なものとして近年注目されております。空撮や災害調査、水難・山岳遭難の捜索のほか、建築物の点検や物資輸送など、その活用は急速に拡大しているところでございます。行政機関におきましても、最近では、今年度9月に発生しました鬼怒川の堤防決壊における浸水被害の情報収集に活用され、その有用性を確認されております。また、県内におきましては、下呂市消防本部や関市消防団が水難や山岳遭難の捜索、災害現場の情報把握などに活用するため導入しているところでございます。

また、このようにドローンの活用は大変有効なものであると認識しておりますが、一方で、首相官邸屋上や住宅密集地への落下事故など、その安全な利用について問題となっていることから、本年9月11日にドローンの規制を含めた改正航空法が公布され、12月10日に施行されることとなりました。この改正航空法では、住宅密集地での飛行禁止や夜間飛行の禁止、周囲状況の目視監視、違反の罰金等が規制されたところでございます。また、その操作に当たっては、技術の習得や無線技師資格の習得が必要な場合もあることから、最近では、民間事業者との連携により、災害時等に活用する事例も見受けられるところでございます。

参考に申し上げますと、昨年、北方町の防災訓練におきましては、町内民間業者と協定を締結し、ドローンを活用した災害避難状況調査等の訓練を実施しております。本市の導入につきましては、県内他市町の導入状況と効果を検証の上、民間業者との連携も含めまして、導入について今後検討をしてみたいと考えております。

続きまして、本巢消防本部に対する提案に向けました取り組みについてお答えさせていただきます。

小型無人機ドローンは、先ほどの質問にもお答えさせていただいたとおり、その活用については、空撮や災害調査、水難・山岳遭難の捜索等、大変有効なものでございます。特に、火災や災害、水難、山岳遭難に対応する本巢消防事務組合におきましては、早期に被災状況等を空撮できることから、災害状況等を把握する上で大変有効なツールであると考えております。こうしたことから、県内では、下呂市消防本部、関市消防団が本年度導入し、活用を開始するとのことでございます。なお、県の導入意向調査によりますと、他の消防本部等については、高山市消防本部や恵那市消防本部が導入を検討しているほかは、現在のところ導入の予定はないと聞いております。

また、本巢消防事務組合に、導入についての意向調査をいたしましたところ、ドローンのメリットやデメリットを調査するとともに、近隣消防本部等の導入状況や費用対効果を含め検討していきたいとの回答でございますので、この検討結果を踏まえまして、構成町でございます北方町と導入について協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

2項目め、道路、歩道の安全対策についての質問の1. メンテナンスサポーター制度はどうなったかと、2番目の今後の取り組みはの2点についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

2項目めのメンテナンスサポーター制度はどうなったかということについてお答えをさせていただきます。

昨年12月の議会一般質問において議員から御指摘をいただきまして、メンテナンスサポーター制度の導入につきまして御答弁をさせていただきましたが、その後、岐阜県が平成21年度から、県民との協働事業として取り組まれております社会基盤メンテナンスサポーター事業を参考に、市民のボランティア活動により、道路施設などの点検体制の確立や道路事故の防止と、道路施設の長寿命化の推進を図ることを目的とした本巣市のメンテナンスサポーター事業実施要綱を制定しまして、今年度から新規事業としてスタートをさせていただいたところでございます。

サポーターの委嘱に当たりましては、本事業の趣旨を理解し、責任を持って、適切かつ継続的に活動できる即戦力としまして期待される個人を委嘱したく、実施要綱においては、現に岐阜県社会基盤メンテナンスサポーターに委嘱された者で、市内に在住する者のうちから市長が委嘱すると規定をさせていただいているところでございます。現在は、本年10月末に県のサポーターとして委嘱された市内に在住する16名の方のうち、県と同様に、市のサポーターとして活動をしていただける方への委嘱の準備をさせていただいております。

続きまして、今後の取り組みについて御答弁をさせていただきます。

この事業におけるサポーターの活動内容としましては、県のサポーターの活動内容と同様に、道路の破損や落石など、市が管理する道路施設における危険箇所の情報を提供していただくこととしております。今後は、市民協働の一環として取り組み、市民の力をおかりすることで、道路施設の異変をより早く知り、より早く対応することが可能となりますので、これらを起因とする道路事故の未然防止や道路損傷の拡大防止に資することができますので、市民サービスの向上につながることを考えております。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

3項目め、各部の職員の定数についての質問の各部の職員の定数の見直しはどうかについての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、各部の職員定数の見直しはどうかという御質問にお答えをさせていただきます。

本市の職員定数につきましては、定員適正化計画によりまして、各年度の定員目標を設定いたしまして、適正な職員定数の管理に努めているところでございます。本年4月1日現在の職員数は313人でありまして、定員目標の317人に比べ4人少ない状況でございます。

議員御質問の各部局における職員定数につきましては、平成20年度に全職員を対象に調査を行いまして、それぞれの職員が携わる全ての事務量を年間所要時間という数値にあらわし、その結果に基づきまして、各部局の職員配置に反映してきたところございまして、それ以降、毎年、総合計画に定めた本市の重点的な政策目標や新しい政策課題への対応など、その時点で想定される事務量の状況に応じまして、職員配置を見直ししているところでございます。今後も、議員御指摘のように、事務量の変化によりまして、定数不足が予想される部局につきましては見直しを行い、できる限り、人事異動に反映をさせてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

一通り御答弁いただきまして、ありがとうございます。

一、二再質問させていただきます。

まず1項目めですが、運用や活用が必要であり、またドローン自身の有用性は認めるが、しかし導入に関してはもう少し検討したいというような御答弁かと思えます。

この目の前にあるドローンは約20万円だそうです。カメラから何もかもついておるようだけれども。先日、本巢市市内の企業の社長さんと話をしておりましたら、私も20万円ほどでドローンを購入したけれども、この間中国へ行ったら、その20万のドローンが今じゃあ5,000円で売っているから、嫌になってしまったわいと、そんな話もしておりましたけれども、予算的には大したことない金額だと思います。今、インターネットで見れば、1万円ぐらいからいろいろございます。高いものでも三、四十万、50万以上のものというのは余りなかったと思います。機種はいろいろあります。活用をすれば役に立つというものであれば、前向きに関係者と協議していただいて、導入をしていただきたいなというふうに思います。

2項目め、メンテナンスサポーターですけれども、今現在は準備中だというような御答弁だったと思いますが、準備中であれば、今年度中には委嘱できるんじゃないかと思いますが、その点について再答弁をお願いしたいと思います。

それから、3項目めの職員の定数ですけれども、私なりの見方でございます。偏見かもしれませんが、やはり先ほど言ったような3つの部なんかは、どう見ても職員が少ないんじゃないかなと思っております。特に産業建設部なんかは、例えば真正地域の担当は建設であれば2人ですか。糸貫で何人というふうで配属されているようなふうに思っております。旧町村時代でしたら、建設部関係だけでも5人や6人は見えたかと思えますし、そういったようなことで事務量、仕事量、事業量がふえていると。ふえながらずっと今日まで来ているんじゃないかというような思いもしております。

そういったところでもありますので、よくよく職員の定数配置、各部局の定数配置には常に見直しの気持ちは持っているというようなことも御答弁がありました。やはり、多種多様化する事業の

中ですので、常に見直しという、毎年見直しというくらいでもおかしくないと思いますので、そのところよろしくお願ひしたいと思ひます。市長さん、どうですか、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

2項目めのメンテナンスサポーター制度は今年度中に委嘱できるかというような再質問でありました。答弁を産業建設部長 青木幹根君に求めます。

○産業建設部長（青木幹根君）

メンテナンスサポーター制度の委嘱の時期ということで御質問ございましたが、現在、先ほども申しましたように、ことしの10月に県のほうで委嘱がされたということございまして、その方たちに県を通じまして御意向を確認させていただきました。16名という数字を出させていただきましたが、この16名の方の同意がいただけましたので、近い将来、多分本当に近々に委嘱をさせていただきます、早く市民の安全・安心に寄与していきたい、そのように考えておりますので、お願ひいたします。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

産業建設部長から御答弁いただきました。近々というようなことですが、ということは、今年度中には委嘱ができるというふうに理解しておきます。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩します。

午後1時29分休憩

午後1時30分再開

○議長（大西徳三郎君）

再開をいたします。

続きまして、3番 鏝本規之君の発言を許します。

○3番（鏝本規之君）

それでは、通告に従って順次質問をしていきたいと思っております。

私は、入札については何度も何度も一般質問をしております。すればするほど、何となくおかしなことになってくるということで、題目を今回は入札の不思議についてということで質問をしていきたいと思っております。

昨年行われました学校のクーラー設置工事についての入札のことなんですけれども、設計入札について、私も設計の入札について、今まで余り興味を持っておりませんでしたし、勉強もしており

ませんでしたので、前回、先輩議員が工事関係についてこの件で一般質問したときに、うんという思いがしましたので、その後で少し調べてみました結果、こういうふうな私でいう疑問符が沸いてきましたので、改めて質問をしていきたいと思っております。

資料として提出しました22案件、学校の関係工事、クーラーに関する工事なんですけれども、基本的には11に対することなんですけれども、このエアコンの設置の案件7件を見ますと、指名に参加された業者は全て1件のみの落札となっています。その上、また1社だけを除きますと、落札の価格が非常に高うございます。1社においては、99.9%という純金並みの高い値段で落札しております。その一方で、1社においては、落札価格は36.5%という約3分の1の価格で落札されております。

また、その低価格で落札された業者においては、この22案件の中において、これは全て指名入札なんです。この低価格で落とした業者においては、2回のみ指名がされております。99.9%、純金並みの高さで入札を落とされた業者、またそれに近い業者においては、22案件中、指名がされているのが15件とか10件と多くの指名がなされている。この不思議がどう見ても私では理解ができない。安い価格で入札に参加してもらえれば、当然経費が安く済むということですから、多くの指名があつてしかるべきだと思っております。そういうようなことをずっと考えるにおいて、非常に不思議な入札の流れだなあという思いをしております。

そういうことを鑑みて、担当者である副市長に答弁をお願いするわけなんですけれども、この99.9%という高い落札価格の業者、この業者は7つか8つ以上の指名がなされている。また、36.5%という落札業者、この業者をA社としますけれども、この業者においては、クーラーに関する設計と監督業務を含めて2回しか指名がなされていない。こういうものについての不思議について、副市長はどのように思われるのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは御質問にお答えいたします。

まず最初に、昨年の4月3日に行われました指名入札の内容について御説明を申し上げます。

昨年4月3日に実施をいたしました委託業務に係る指名入札につきましては、学校エアコン設置工事監理業務7件、学校非構造部材耐震化工事監理業務2件、学校大規模改修工事監理業務1件の計10件で、いずれの工事監理業務も前年度に設計が完了しているものでございます。

学校エアコン設置工事監理業務につきましては、予定価格の事前公表はしておりませんが、予定価格約168万円から245万円に対しまして、1件については落札率36.6%、他の6件につきましては、落札率94.1%から99.9%、また耐震等監理業務3件につきましては、予定価格約241万円から631万円に対しまして、落札率94%から99.3%となっております。また、落札業者につきましては、1社を除き8社が1社ずつの落札結果というふうになっております。

工事や委託業務等の指名業者の選定に当たりましては、市内に本店を有する業者を第一選定対象といたしまして、当該業者だけでは公正な競争が確保できない場合には、市内の支店のある業者、次に岐阜県内業者、県外業者の順で選定しております。業務の内容や種類、そういったことから、実績と技術者の状況を総合的に評価いたしまして、指名業者の選定をしているところでございます。

4月3日に実施をいたしました委託業務案件10件のうち、低価格で落札された入札につきましては、低価格での落札業者は、今年度までに10件の指名に対しまして5件を受注しておりますが、実績も少ないことから、1件の指名となったものでございまして、結果として、議員御質問の指名件数となったものと考えております。

また、8社が1件ずつの落札結果となっておりますけれども、参加する業者がコストを計算し、適正に積算を行って落札したものであるということで、結果としてそうなったものというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

毎回、聞くと市内業者を優先ということで答弁がなされております。私もそれで大いに結構だろうというふうに思っておりますけれども、この設計業務においては、入札の指名でなされた業者は、何社本巣市に本店を置く業者なのか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

2社でございます。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

2社ということなんですね。6社指名がなされている中において、2社ということなんです。早い話が2社では当然入札の体をなさないということで、他市の業者を選定されているだろうと思っております。他市には、多くの設計業務を行う業者がいるにもかかわらず、どうして入札される指名の人が特定されているのか。また、3分の1近くの落札価格で落としているA社においては、なぜ1社のみかなということなんですね。その中において、過去の実績が非常に少ないということになっておりますけれども、過去においても、その業者を指名しなければ、当然落札の物件が少なくなるのは当たり前であると私は感じております。そういうことを含めて、非常に不思議だなあというふうに思っておるわけなんです。

今回、もう1つの不思議は、設計業務、要するに設計を落札した業者が工事の監理業務も同じよ

うに落札をしております。全ての物件がそのようになっているというこの不思議について、どのように思われているのか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

指名業者の選定の考え方につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。業者の実績等を総合的に勘案いたしまして行っているものでございます。また、入札につきましては、設計監理等の委託業務につきましては、予定価格等を公表しておりませんので、予定価格を超えた金額での入札業者が多く見えますけれども、業者間の自由な競争、積算努力によるものというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。5回目です。

○3番（鏝本規之君）

私の思いとしては、積算能力と言われますけれども、建設業の方たちの工事の落札率は約75%ぐらいで落札しているんですね。設計業務においては、何ひとつ材料を買わなくて済むんですね。積算もへちまもあつたもんじゃないわけでしょう。要するに頭脳、頭脳に対する単価なんですね。もっとわかりやすく言えば、人件費のみなんです。要るものといえば、私が持ってきたこのペーパー1枚か2枚要るぐらいだけのものであって、そんなに多くの材料が要るものではない。そこにおいて、積算能力がどうのこうのという答弁においては到底納得ができませんので、いま一度答弁をお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

設計、また監理につきましては、主に人件費ということでございます。これにつきましては、国からの積算内容等にも示されておりますので、そのとおりの積算をされておるというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

1番目と2番目が混同しておりますので、そのように議長のほうにおいては御配慮願います。私は2番目で結構でございますので。

その中で、設計業務と監理業務が別々に入札がなされているにもかかわらず、設計した人がこのとき監理業務も高い入札率で落としておられる。当然、私がこのことに疑問を持って、いろんなど

ころに電話等々おかけをすると、不適切な発言かもしれませんが、談合は堂々とやっていますよという人もおられるんですね。そういう意見を持っている人もおられる。そういう中において聞いておるわけなんです。今回も、2つの業務が別々に入札をされている。この理由についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

国におきましては、官公需についての中小企業さんの受注の確保に関する法律に基づき、毎年度、中小企業者向けに発注すべき目標を示し、あわせてその目標を達成するため、中小企業者に関する国等の契約の方針が閣議決定されまして、国等の各官公需発注機関に示すとともに、地方公共団体に対しましても国の施策に準ずるよう要請されておるところでございます。

このことを踏まえ、本市におきましても、工事等の発注に当たりましては、利用者の利便性を考慮した上で、価格、数量、また工程面等から見て、分離・分割して発注することが経済合理性、公正性、現場の施工性等に反しないか、また公共事業の効率的執行により、コスト縮減が図られるよう適切な発注ロットの設定ができるかを事業担当部局におきまして十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うと述べているところでございます。

議員御質問の案件につきましては、設計年度と工事年度が同一年度でございますが、監理業務は他の業者でも可能であること、また分離発注のメリットである価格競争により契約を締結できるものという考え方から、4月4日に設計業務、4月1日に監理業務を分離して入札を行ったものでございます。ただ、事業担当課の理由によりまして、同時発注をしている場合もございますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

3番に移ります。

予定価格の36.5%で落としたというA事業者、この設計と監理業務については、これは落としたところが糸貫中学校の工事なんですけれども、この工事においては、どのように評価されているのでしょうか。仕事はまともにきちんとなされているのか、今、管理がきちんとなされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

御質問の入札案件につきましては、学校エアコン設置工事に係る工事監理業務でございまして、

契約期間は平成26年4月4日から9月30日までの180日間でございますけれども、担当部局において完了検査が実施され、また担当に確認をいたしました。業務期間において特に問題もなく、適正に監理をしておるということを確認しております。また、エアコン設置後も、支障なく稼働しているということでございますので、特に問題はないと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今の答弁ですと、価格が3分の1の事業費で、99%でやった仕事と37%近くでやった仕事も何ら変わらないということになれば、市民感情的に見て、安くやってくれるところ、安くて適正な仕事をやっていただけたところ、特に材料をけちるとか云々じゃない仕事ですので、人件費ですので、そういうところを多く利用するほうが市民にとって有益ではないかという思いがしております。

そういうような形ができないということであれば、どういう理由なのかなあということも含めて、またこの資料、いろんなところの設計事務所、またそういう関連する人に見てもらったところ、さっき申しましたように、談合という言葉が随所出てきます。そういうことを踏まえて、副市長においては、私の提出した入札云々は常に見ておられると思うし、ほかの入札の状況も全て把握しておられると、そういうことを鑑みて、そういう談合等々が行われているのではないかと疑ったことはないのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま、4番に入っておると思います。

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

○副市長（石川博紀君）

お答えいたします。

建築物の設計、工事監理の業務を委託する場合の委託料の算定方法につきましては、工事の規模や内容等の概要を建築士事務所等に提示し、建築事務所等が国土交通省で定められております業務に関して請求することのできる報酬の基準に基づく業務報酬の算定方法等により積算された見積書を提出していただきまして、この見積書と過去の同様な業務の価格の比較を行いまして、予定価格を算定しているものでございまして、適正な価格であるというふうに考えておりますけれども、現在では、一、二社からの見積もりであるため、今後は数社からの見積もりをいただき、適正な予定価格を決めるような方法を検討していきたいというふうに考えております。また、個々の入札案件の落札比率については確認はしておりますが、落札比率をもって談合の有無を判断するということとは難しいものというふうに考えております。

なお、具体的な談合情報があった場合や談合の事実があったと認められる証拠を得た場合、入札価格が適正な積算に基づいて設定されていない可能性が高い等の談合の疑いがあると判断した場合には、内訳書の提出を求めるなど、事情聴取をいたしまして、市の談合情報対応マニュアルによる

談合情報の信憑性等の判断基準に基づき、入札制度運営調査委員会において適正に対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

間違っても、立場上、談合がありましたとは言えない。また、そのようなことは言えないということも百も承知で聞いているんですね。ただ、きょう多くの方が傍聴に来ておられます。また、私の参考資料等々を読んでいただければ、間違っても云々というような副市長さんの答弁で納得する人はおられないのではないかなあというふうに思っております。予定価格においては、もう一度見直しを図るようにして、3分の1のできる事業において、もう少し適切な市民が納得できるような価格設定をお願いしておきます。これ以上追求しても、出てくる答えは一緒だと思っておりますので、その次のほうで、同じような格好なんですけれども、私はきょうは嫌われることばかりを言います。市の不祥事について伺っていきたく思っておりますので、よろしく願いをいたします。

新聞等にも多く載っておりました。公用車の車検切れがあつたりというようなこと。また、土地の一時転用等々を怠って作業が中断していること、そういうことを鑑みて、順次質問をしていきますので、よろしく願いをいたします。

議長においては、私が1番へ行ったり、3番へ行ったりしますので、非常にやりにくいかと思えますけれども、よろしく御配慮のほどお願いをいたします。

では、市の不祥事について、余りいい表現ではないかもしれませんが、1番目についてお伺いいたします。公用車における車両事故、過去3年間で何件あり、どのように解決されているのか、お尋ねをします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、過去3年間の本市の公用車における車両事故の状況についてお答えさせていただきます。

相手方が存在しない自損事故が26件、賠償責任のない物損事故が3件、賠償責任を伴う物損事故が3件の計32件発生しております。なお、人身事故は1件でございます。昨年の6月定例議会で御報告させていただきました外山小学校のスクールバスの事故でございます。

それから、事故の事務処理方法につきましては、事故が発生した後、事故当事者等が直ちに運行管理者に報告し、運行管理者は詳細を取りまとめの上、速やかに車両事故報告書を作成の上、総務課の合議を経て、市長に報告を行います。事故当事者には口頭注意をしております。あとは、市が保険加入しております全国自治協議会自動車損害共済と保険手続処理をしているところでございま

す。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

私も会社を経営しております、車をたくさん所有をしておりますけれども、年間の交通事故、車両事故等々は、今、市においては32件ということを知り、正直なことを言ってみてびっくりしております。これだけの多くの物損、まあ人身は少なかったにしても物損等々があるということは、何かそこに原因があるかと思っております。思い当たる原因と、それを排除するための今後の施策についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

2番目の質問であります。

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

本市の公用車の事故は、その多くが車をバックさせるときに、車庫や生け垣などへの接触事故であったり、その他、右左折時における車体を縁石などに接触させる等の職員の注意不足が原因と考えられる自損事故が多数を占めております。こうした職員の注意不足や、自分の車ではないといった安易な意識での運転を原因とする事故が多く発生していることから、職員に対しまして、安全運転の徹底を周知しているほか、出張の際には、上司や周りの職員が交通安全の声かけや安全運転講習会への参加、定期的な交通事故注意喚起などを行っているところでございますが、今後、事故の再発防止に向けたさらなる対策といたしましては、何よりも職員の事故に対する意識の向上を図ることが最も重要であるため、事故発生後に事故報告を受けるときには、事故の原因について職員から自己分析を求め、事故当事者には注意処分を行い、事故の責任の重大性を自覚させていただきま。また、公用車運行日誌に、車検日と、また公用車の傷や破損状況のチェック項目を新しく設けて、運転責任を明確にすることによりまして、交通安全意識のさらなる高揚を図り、公用車の事故防止を図っていきたくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

公用車ということなんですけど、私の思いとしては、市民の税金で買った車であるということなんです。ということは、市民の車なんです。その車に傷をつけたり、へこませたりすることにおいて、罰則規定があるのかなのかよくわかりませんが、民間企業におれば、何らかの形で処罰をされるわけなんです。そういうことは、この市においてはしているのかいないのか、お伺い

をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

今のところ、簡易な接触事故におきましては、罰則は行っておりませんが、これがたび重なる場合、何らかの罰則処分を検討する必要があるかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

厳しく指導するというよりも、意識の向上を図ることが大事だと思っております。市の車ではなく、市民の車という意識を持たせることが大事だと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

その次は、3番目の車検切れのほうに移っていきます。

車検切れの車に3カ月近く乗っていたよということが新聞に出て、私もびっくりしております。車検切れの車に乗っておれば、当然それは法に触れることであり、民間の企業であれば即刻という形で何らかの罰則があるわけなんですけれども、市においてはそのようなことがあるのかないのか私はよく知りませんが、どうして3カ月も車検切れの車に乗っていたのか。その原因についてお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

車検切れ公用車の使用についてでございますが、本市が所有しております公用車1台を車検切れに気づかないまま、本年7月26日から11月5日まで、102日間、76回、824キロメートルを使用していたことが判明したものでございます。この原因につきましては、車両管理台帳をコンピューター内のエクセル表で管理しており、車検が終了すると、担当者が車検の終了日を入力するようになっております。それを今回問題となった公用車のところへも誤って入力されたことによる入力ミスでございます。その後、この公用車については、車検が終了しているものと思い込んでおりましたが、10月末に総務課が全ての公用車について調査を依頼したところ、担当者が車検切れに気がついたという次第でございます。その間、約3カ月間でございます。

発生原因といたしましては、職員の単純なミスでは済まされないことではございますが、車両管理に対する重要性の認識が欠如していたことが大きな要因であると考えております。また、この公用車を運転した職員についても、車検確認の義務があり、その認識が欠如していたことも考えられます。その後の対応につきましては、北方警察署にその真実を報告するとともに、運行管理者におい

ては、車検切れに気づかずに運転させていたことに関して、北方警察署において事情聴取も受けております。なお、車両につきましては、車検切れが判明の翌日11月6日に車検を終了しております。

この事態を受け、即日、公用車を管理及び運転する職員全員が車検満了日を把握できるように、運転日報及び車内の目のつく場所に、次回車検日等を記載したシールを張って、担当者1人で車検日の管理を行うのではなく、職員全員で管理する体制を講じました。また、運行管理者に管理の徹底と、全職員に対し再発防止の通知を行ったところでございます。また、先ほども申し上げましたように、公用車運行日誌にも車検日のチェック項目を設け、運転手の車検確認を明確にいたします。市民の皆様大変御迷惑をかけたことに対しまして、深くおわび申し上げるところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

多くの方が傍聴に来ておられます。その中において、今後こういうことがないようにということでもあります。3カ月近くも車検切れの車に乗って、事故がなかったことが不幸中の幸いかと思っております。このようないろんな形でちょっと気の緩みがあるのかなあというふうに思っております。議員においても、もう少し監視という形で、襟を正して職員の行動等々を監視していくのも市会議員の仕事だと改めて思う次第であります。行政においては、市長をトップにして、職員のねじを少し絞るような形でやっていただかないと、大きな損失、また本巢市の不名誉となりますので、よろしく願いをしておきます。

次は4番目、これはちょっと時間をかけてやりたいかなあと思っております。

真正幼稚園の駐車場の拡張工事は今とまっけていて、私のところの耳に入って、その原因を私なりに調べてきたんですけども、私がおしゃべりをすると時間がありませんので、今の現状と、その理由についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

真正幼稚園の駐車場整備の関係でございますが、今年度実施予定であります真正幼稚園西側の駐車場整備工事に伴い、本年1月に教育委員会におきまして、駐車場予定地の文化財試掘調査を実施したところ、埋蔵文化財の発掘調査が必要との結果を受けまして、平成27年度に埋蔵文化財発掘調査に係る所要の予算を計上させていただきました。

本年9月8日、駐車場予定地となる農地の農振除外許可通知を受けたため、教育委員会へその旨を連絡し、本格的な文化財発掘調査支援業務が行われました。そして、今年度中に、真正幼稚園駐車場整備の完成を目指し、10月の農業委員会に関係農地の農地転用許可申請書を提出した後に、農

業委員会事務局から、発掘調査を行うには、農地の一時転用許可が必要であるとの連絡を受けたため、農地転用許可申請書を取り下げ、一時転用許可申請書を提出することといたしました。

関係農地につきましては、本来であれば速やかに現状復旧し、一時転用許可後に発掘調査を開始すべきですが、既に発掘調査を実施した発掘現場から出土している土器や遺跡等の埋蔵物は、弥生時代から鎌倉時代の大変貴重なものであり、埋め戻すことにより破損、損失のおそれがあり、文化財保護法にも抵触するおそれがあることから、発掘調査業務を中断し、現場を保持した状態となっております。今後、農業委員会の決定を待ちまして対応していきたいと考えております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

真正幼稚園の駐車場の工事ストップについて、ある人から指摘を受けましたので、私も即行動を起こしました。そして、担当の県のほうに問い合わせをして、農業委員会のほうの一時転用の許可が県のほうから速やかに出ないのかということで、担当のところに電話をかけたりにして、関係部署から書類が出てくれば、速やかに許可を出しますと県のほうからお答えをいただきました。そして、その答えをいただいたことによって、担当の部長さんのほうに、その件は22日に聞いて、23日に県のほうから温かい言葉をいただきましたので、すぐに書類を農業委員会のほうに提出しなさいと。たまたま農業委員会が24日にあるというふうに聞いておりましたので、何とか24日に間に合うように提出をしなさいということをお願いしたと思います。

それで、出したのか否かは知りませんが、そのときに農業委員会のほうがそれを受けて、審議をしていただければ、この2カ月も3カ月も延びるようなことはなかったかと思っております。県のほうにおいては、農業委員会のほうからそういう要望があったということの書類さえ届けば、本来なら2カ月ぐらいかかるものを極力縮めて、事情もよくわかりましたので、また市のほうからの報告も来ておりますので、特例という形で許可を出しますので、急ぎ書類を出すようにという指示をいただきました。

それに伴って、提出をしたかと思うんですけども、その後、一向に工事が進みませんでしたので、どういうことかなあということでもちょっと心配をしておりました。その中で、農業委員会の方からある指摘を受けました。どう見てもこれを継続審議等々、また受理しないというのはおかしいじゃないかということで、一遍調べてみなさいということで電話がありましたので、いろんな担当部署のところへ行って、いろんな資料、また、そのものを見てきました。そうしたら、始末書というのがありますよということで出てきたんですけども、これはまた課長さん名義の始末書である。また、農業委員会のほうからの、要するに保留という、継続を保留という理由についての農業委員会のメンバーに宛てた書類も出てきました。皆さんには2つ資料として提出してあります。

この中で、始末書というものが書かれていることによって、今回の問題の大半がよくわかるかと

思うんですけど、私が読むと時間がありませんので、できましたら部長のほうから、この始末書の部分を読んでいただくと、市民の方、また内容がよくわかるかと思しますので、議長におかれましては、そのような指示をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

平成27年10月23日付でございますが、昨年、真正幼稚園駐車場予定地の文化財発掘の際、貴重な土器が出土され、農振除外許可後の平成27年9月8日より、本格的に文化財発掘調査支援業務を行いました。発掘調査を行うには、農地の一時転用許可が必要であることが発覚しました。これは、市の関係課の確認不足により発生したもので、農地法を初め、関係諸法を遵守せず、下記の優良な農地を一部無断転用してしまったことについて、関係当局に対して大変御迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

本来であれば、現状復旧し、一時転用許可後に発掘調査を開始すべきではありますが、幼稚園駐車場整備に伴う事前の発掘調査であるため、保護者の利便性向上を図るためには、できる限り早く発掘調査を終了する必要があります。また、今回、発掘現場から出土した土器や遺跡等の埋蔵物は、弥生時代から鎌倉時代の大変貴重なものであり、埋め戻すことにより損傷、損失のおそれがあり、文化財保護法にも抵触するおそれがあるため、現在は発掘調査業務を中断し、適正に現場保持をいたしております。今後は、このようなことはいたしませんので、何とぞ御甚大な措置をお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

今、始末書を読んでもいただきました。始末書ですから、悪いことが書いて、わび状ですから非常に読みにくかったかという思いをしておりますけれども、つらい思いをさせて申しわけなかったなというふうに思っております。けれども、この始末書が出ることによって、次に私が手に入れた農業委員会の言い分というものが、この始末書が市長名でないことによって継続審査にするという回答になっているわけなんです。これは何を意味するかなあとということで、非常にうがった見方を私はしますけれども、もともと市の農業委員会には、許可権限の権限はないと思っております。市民の方から一時転用等々の申請は農業委員会に提出されます、この本巢市の農業委員会。そして、農業委員会のメンバーがそれに対しての意見書、要するに隣近所の自治会が賛同しているか否かというふうないろんな農業委員会での意見をそれに添付して、県のほうに提出をして、県がそれを参考資料として、参考意見として審議をして、一時転用の許可を出すか否かを決定するというふう聞いております。

この始末書の添付が市長名でないから継続審議にするということは、その書類が、次の農業委員

会が開かれる1カ月後まで県のほうに届かないということなんです。気に入らないからこれこれこういうふうですよということで、添え文を添えて県に出していただければ、県のほうは何らかの措置をしたかと思う。その機会すらも奪うようなことは、農業委員会に与えられた業務の悪用以外何物でもないとは思っております。

農業委員会は、速やかに市民の便宜性と云々を図るために、今回のこの幼稚園の活況、駐車場のことにおいては、職員に確かに細かいことを言えばミスがあったかもしれないけれども、職員においては、その土地を幼稚園が長年にわたって使っておられた。ですから、その土地は市の財産であるというふうに職員は感じたのではないかなあと私は思っております。そして、その思いの中から、市の財産であれば、一時転用の許可は要らないという中で物事が進んでいったのではないかなあとこの思いをしております。確かに、規則的には間違いだったかもしれないけれども、いろんな形でコミュニケーション不足でこうなったかと思っております。

にもかかわらず、農業委員会は、なぜこの問題を継続審議にしたのか。結論は、県に権限がある以上、県に委ねるべきであって、書類を早く提出することによって、何らかの形で解決策がいただけたのではないかなあとこの思いがしております。いずれ、このことがCCNetを通して農業委員会のメンバーに聞こえるかと思っておりますけれども、農業委員会のあり方について、私は非常に、この一件を見ても少しという疑問符が沸くところであります。

言うだけ言って、次の質問に移ります。

この問題を今からどうこうしようと思っても、これは私も余りよくわかりませんでしたので、今後の対策についてということになっておりますけれども、今後の対策においてはどのようにするのか。早い話が、農業委員会が書類さえ出していただければ、粛々と事は進んでいくと思っております。出さないことによって、本巣市においてはもうありとあらゆるところの損失が出るかと思っておりますけれども、一刻も早く解決するためにはどのような考えを持っておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

5番目の今後の対策はということで、健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

今後の予定といたしましては、発掘調査に係る農業委員会の一時的転用許可を待ちまして、その後、発掘調査を再開し、発掘調査が終了しましたら、駐車場整備に伴う農地転用許可申請を行い、農地転用許可後に真正幼稚園駐車場整備工事を発注したいと考えております。したがって、今年度予定しております真正幼稚園駐車場整備事業につきましては、今年度中の完成は困難と思われるため、3月議会定例会におきまして、次年度への繰り越し事業としてお願いをしたいと考えております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本議員に申し上げますけど、時間があと4分となっておりますので、時間配分をして質問をお

願いたいと思います。

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

次に移ります。農業委員会のことはとても納得ができませんけれども、テレビで見たら、また農業委員会の方から私に御指摘があるかと思しますので、そのときにまたやり合えば結構だろうと思っております。

次に6番目、一色小学校の芝生化の問題なんですけれども、さきのときにくじが外れて、今回いただけることになりましたけれども、当初予算等々から含めて、第2次募集は少し少なかった。もらえるのが少なくて、市民の方々に対して応分の負担を強いなければいけないだろうという思いをしております。CCNetのおかげで、全部この文書を読んでいくと、今議長の言うとおりで、ちょっと時間がなくなりますので、このことにおいて、教育長としてどのように、また市民の方、また事務局長でも結構ですけれども、書類の下手際等々によって市民の方に余分な負担をかけるということについての謝罪というのか答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（大西徳三郎君）

6番目、7番目の質問についての答弁を教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

当初予算につきまして、実施設計金額をもとに事業費を施設整備事業費、維持活動事業費、合わせて3,740万5,000円とし、助成金の額を2,872万9,000円として予算の計上をさせていただきました。その後、入札により、助成対象施設整備事業が3,213万6,000円、維持活動事業費が117万4,000円の合計3,331万円となり、この事業費をもって2次募集の申請をいたしました。2次募集における助成対象経費限度額は、1次募集における事業費の80%と、スポーツ振興くじ助成金2次募集配分基準により、2,119万2,000円の交付内示額になっております。

仮に、1次募集で採択になった場合の助成金内定額は2,649万1,000円となり、2次募集の内定額2,119万2,000円との差額が529万9,000円となり、一般財源からの持ち出しになります。このように多くの一般財源が負担される結果になりますことにつきましては、大変責任を痛感しており、大変申しわけなく思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

答弁のほうは何もそう早口でしゃべる必要はないんです。この問題においては、るる指摘をして、市長さんがわざわざ東京まで行き、関係各位のところに頭を下げて、何とか2次募集でもお願いをしますということで、何とか2次募集で受かることができたんですね。2次募集もアウトとなればすごいことになったかなあというふうに思っております。そのことも含めて、もう少しこういう事業において、予算をいただくものにおいては、ある程度の駒が必要だということも認識していただ

いて、褒めるところは褒め、ちょっとよっこいしょするところはよっこいしょするようにして、こういう補助金等をもらう段取りをしていただければ幸いかと思っております。

この問題については、財源の組みかえということで、議会のほうも附帯決議をつけて賛成という形にしたわけなんですけれども、この附帯決議の責任について、今どうあるべきか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問について答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

一色小学校の芝生化についてでございますけれども、今の御質問の答弁に先立ちまして、まずもって2次申請の申請に当たりまして、議員の皆様方に大変御心配をおかけいたしましたこととおおび申し上げますと同時に、採択に至りますまで大変な御支援を賜りましたことにつきまして、厚く御礼申し上げるところでございます。何とか2次のほうで、これもいろいろなランクがあるわけでございますけれども、何とか2次のほうで最高ランクで通ささせていただいて、80%の助成金をいただけたということになったわけでございますが、これも今お話がございましたように、議員の皆様、そして鏝本先生のいろいろ御指導、そして御支援を賜りましたおかげだということで感謝を申し上げます。

最初にそういうお話をさせていただいた後、今、責任ということでお話があったわけですが、今回の責任についての考えでございますけれども、先ほど事務局長が答弁させていただきましたとおりに、当初の1次募集採択の場合と比較しまして、多くの一般財源を、8割とはいいませんが、2割の一般財源を持ち出す結果となったことにつきましては、まことに遺憾でございますし、教育委員会事務局の責任者でございます教育長といたしまして、大変申しわけなく思っているところでございます。この場をおかりしまして、市民の皆様方、そして議員の皆様方に心よりおわびを申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

今後についてでございますけれども、予算の組み方、予算の執行の仕方につきまして適切な対応ができるように、事務局の指導を行いまして、再びこのようなことが起こらないよう努めてまいり所存でございますので、何とぞお許しいただければと、そんなふうに思っているところでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本議員に申し上げます。9番、10番、11番とあります。1分間ありますけど、簡潔明瞭で3つ一緒に質問していただきまして、その答弁を3つそれぞれ別々になりますけど、しますので、3つ一緒に質問していただきたいと思えます。

○3番（鏝本規之君）

はい、了解しました。

9番目、10番目、一緒にやっていきます。11番目は市長さんのあれですので、少しおまけをいただきまして、答弁を長くやってもらえば結構かと思っています。

9番目は、真正中学校の南の土地の件についてなんですけれども、地主と言われる人との調停をするということで、教育長さんのほうから、前回のときに議会の承認を得るということで答弁がなされたと思っております。にもかかわらず、今回、それに伴うような案件が出ていないということについての理由と、また議会の中において、答弁者としての発言についての重みという責任についてお伺いをいたします。

その次が終わってから、時間がないということですので、こういういろんな不祥事がありました。これは、先輩議員も指摘をしておられたけれども、横のつながり、縦のつながり、コミュニケーション不足が原因だろうと思っております。このコミュニケーション不足の最大のあれは何かというと、分庁舎方式にあるのではないかなあと私は思っております。勝手な思いかもしれませんが、もう十数年たって現在においても、なおかつ分庁舎方式をやっていることについて、市長さんの考えをお伺いして、3点続けての質問とします。

○議長（大西徳三郎君）

9番、10番につきまして、教育長から答弁を求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは、真正中のグラウンド南の土地の調停の申し立ての案件が今回調製されておられませんことにつきましてでございますけれども、この件につきましては、まずもっておわびを申し上げるところでございます。今、お話がございましたように、9月の一般質問におきまして、顧問弁護士や関係部局と相談しながら、12月議会で同意をいただけるよう準備を進めてまいりたいというふうに答弁を申し上げたわけでございますが、9月議会終了後、12月議会に上程できるよう、訴訟を担当しております総務部とともに、顧問弁護士と協議を重ねてまいりました。協議を重ねる中で、調停の争点を明確にするため、顧問弁護士の求めに応じて資料を提出してまいりましたが、顧問弁護士のほうから、40年の長きにわたる案件でございまして、論点整理のためにはもう少し時間が必要ということで、今回の上程に至ることができませんでした。顧問弁護士の準備が整い次第、議会のほうへ報告をさせていただくとともに、今後の進め方を御協議いただきたいと思いますので、何とぞ御理解いただけたらと、そんなふうに思っているところでございます。

もう1点、続けてよろしゅうございますか。

責任ということで質問をいただいたわけでございます。

この責任についてでございますけれども、一日も早くA氏との調停の場を設けて、所有権の確定を行いまして、子どもたちの教育環境を整えることができるようにしていくことが私の責任だというふうに考えておりますので、そのためには、法律の専門家のお力をおかりしなければならぬため、今しばらくお時間をいただければと、そんなことをお願いするところでございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（大西徳三郎君）

11番目の質問について、答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、時間がないようでございますけど、私の答弁のほうは時間があるということでございますので、少し丁寧にお答えをさせていただきたいなと思います。

最後の11番目のところですけれども、庁舎の一本化をそろそろ進めるべきではないかという御質問でございます。

平成16年2月の合併以降、分庁舎方式によりまして行政サービスを行っているところでございます。かねてからお話し申し上げていますように、分庁舎方式のメリットといたしましては、既存施設の有効利用と、旧町村単位に分庁舎、総合支所の機能を残すということで、市民の方々に安心と利便性を感じていただけるということでは、分庁舎のメリットがあるというふうに考えております。しかしながら、先ほど来お話がありますように、合併後11年経過をいたしまして、新たな課題も見えてきているところでもございます。分庁舎方式というのは、先ほどから言われておりますように、職員が分散しているために、横の連携、また職員間のコミュニケーション不足というようなことを招いて、職員間の連帯感、一体感の希薄さとなって、私が午前中の議員のところでもお話し申し上げましたように、仕事をする上で最も大切にしているのは、仕事はしっかりと報告、連絡、相談とこのをしっかりとやりながらやりなさいよというお話をいつもしているけれども、そういう体制がちょっとうまく機能していないんじゃないかなというような危惧もいたし、今回の御指摘を受けたような問題が発生したのを見ましても、そんなことをちょっと感じるところでございます。

全部が全部分庁舎方式にこういう原因があるということは思いませんが、部分的には、こういった分散しているということによって、今回のようないろんな事例も、報告、連絡、連携のところもちょっと弱くなっているんじゃないだろうかというようなことも感じております。また、一番の問題は、以前からも本当に申し上げておりますように、分庁舎方式というのは災害対応を初めといたしました危機管理体制というのがやっぱりしっかりとれないんじゃないかということも前々から私言っていますけれども、やはり災害的に危機管理が緊急かつ早急にとれないということは大変な問題であると思っております。私はこの点から、このテーマを最大限に取り上げてお話を申し上げておるところでございます。

だから、こうした今回のようなおくれの相談に関してのような事例等も考えますと、いろいろこうした問題を解決するために、できるだけ早く庁舎の一本化というのを検討していく時期に来ているんじゃないかというふうに今考えております。幸い今年度、庁舎統合に向けての予算を計上いたしまして、検討も進めております。近く、議会の代表の方々、外部の関係者にも入っていただいた検討委員会を立ち上げまして、具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでもございます。

今現在、予算でお認めいただきまして、今検討しております内容は、庁舎統合のあり方、基本的

な考え方は、建築コスト、また維持管理費など将来にわたる財政負担や市民サービスの維持向上などを考慮いたしまして、新たに新しい統合庁舎を建設するのではなくて、耐用年数がまだまだたくさんございます既存の本庁舎を最大限有効利用するというにしまして、ここに先ほど来申し上げておりますような危機管理のようなことを中心に集約する部局をここへ持ってきて、そしてまた、分庁舎にも市民サービス等々の維持をこれからもやるような機能を残すようなこと、そういうものを考えていくことを前提に、必要となります面積に足りない不足分につきましては、本庁舎周辺に別棟を建設する、そういうような配置計画、こういう形での統合のことを基本に現在検討を進めているところでもございます。

いずれにいたしましても、こういうたたき台をもとに、また外部の方、議会の代表の方々との検討委員会を立ち上げていただいて、その中で、先ほど来から申し上げているようなもろもろの課題を含めて御検討をいただければというふうに思っております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。もう終了してください。

○3番（鏑本規之君）

ありがとうございました。時間ということですので、これで終わりますけれども、一言だけ言っておきます。

教育長におかれましても、市長におかれましても、また市民の負託を受けた議員におかれましても、雇い主は市民だということをお忘れなく。雇い主の不利益にならないように、行政のほうの運用をよろしく願いをして、これにて終わります。以上。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

あす12月9日水曜日午前9時から本会議を開催し、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員